

双葉町の国民の保護に関する計画新旧対照表

頁	現行計画	修正（案）
	第1編 総論	
	第1章 国民保護措置に関する基本方針等	
p. 1	1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ (1) 町の責務 町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び福島県の国民の保護に関する計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。	1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ (1) 町の責務 町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、武力攻撃事態等<u>及び存立危機事態</u>における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（<u>平成16年法律第112号</u>。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び福島県の国民の保護に関する計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
p. 2	1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ (3) 町国民保護計画に定める事項 町国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。 ア 町の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項（略） カ アからオのほか、町の区域に係る国民の保護のための措置に関し町長が必要と認める事項	1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ (3) 町国民保護計画に定める事項 町国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。 ア 町の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項（略） カ アからオのほか、町の区域に係る国民の保護のための措置に関し町長が必要と認める事項 <u>なお、本町においては、福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示が継続しており、全町民が全国各地に避難を強いられている状況にあるが、令和2年3月4日の避難指示解除準備区域及びＪＲ双葉駅周辺等の一部区域の避難指示解除が決定され、また、令和4年春ごろの特定復興再生拠点区域内全域の避難指示解除を見据え、住民帰還後の町の姿を想定した計画としている。このため、町の現況と本計画については一部乖離があるものもあるが、町の帰還状況に合わせ、適宜更新していくものとする。</u>

	第2章 国民保護措置に関する基本方針等	
p. 4	1 国民保護措置に関する基本方針 (3) 住民に対する情報提供 町は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、<u>適時に、かつ、適切な方法</u>で提供する。 なお、町は、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報伝達に<u>援護</u>を要する者に対しても情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。	1 国民保護措置に関する基本方針 (3) 住民に対する情報提供 町は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、<u>適時かつ適切</u>な方法で提供する。 なお、町は、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報伝達に<u>配慮</u>を要する者に対しても情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。
	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	
p. 7	3 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の事務又は業務の大綱 (6) 被災者の捜索及び救出、<u>死体</u>の捜索等、安否情報の収集その他の避難住民の救援に関する措置の実施	3 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の事務又は業務の大綱 (6) 被災者の捜索及び救出、<u>遺体</u>の捜索等、安否情報の収集その他の避難住民の救援に関する措置の実施
	第4章 町の地理的、社会的特徴	
p. 9	1 地理的条件 (1) 位置及び面積 面積は、<u>51.40km²</u>で、東西12.85km、南北<u>5.50km</u>におよぶ細長い形になっている。	1 地理的条件 (1) 位置及び面積 面積は、<u>51.42km²</u>で、東西12.85km、南北<u>6.75km</u>におよぶ細長い形になっている。
p. 9	(3) 気 象 気候は、海洋性で比較的温暖であり、<u>年間降水量も1,300ミリ前後、平均気温も12℃内外</u>で冬季でも積雪が大変少なく自然条件に恵まれた住みよい地域といえる。	(3) 気 象 気候は、海洋性で比較的温暖であり、<u>平年値で降水量も1,511ミリ、気温も12.3℃と</u>冬季でも積雪が大変少なく自然条件に恵まれた住みよい地域といえる。
p. 9	2 社会的条件 (1) 人 口 町の総人口は7,171人（平成17年国勢調査）で、少子化傾向に相まって減少傾向にある。総人口に対する高齢者は22.1%（平成12年国勢調査）を占め、年々増加傾向にあり高齢者世帯も少なくない。	2 社会的条件 (1) 人 口 町の総人口は<u>5,901人（令和2年1月末現在）</u>である。総人口に対する高齢者は年々増加傾向にあり、<u>高齢者世帯も少なくない</u>。 <u>現在、町内に居住者はいないが、令和2年3月4日に、避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示解除、さらに、令和4年春ごろまでには、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除により居住開始が予定されている。特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除から5年後の居住人口は、2,000人を目標としている。</u>
p. 10	(2) 交 通 ア 道 路 ① 本町の主要幹線道路として、町域を縦断する国道6号及び288号を主軸として基本的な道路網を形成している。 ② 福島県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）では、<u>本町と茨城県境を結ぶ国道6号及び国道288号</u>を緊急輸送路に指定している。	(2) 交 通 ア 道 路 ① 本町の主要幹線道路として、町域を縦断する国道6号、<u>国道288号及び常磐自動車道</u>を主軸として基本的な道路網を形成している。<u>なお、国道6号、国道288号及び県道いわき浪江線には入域ゲートが設置され、一般車両の町内への立入は制限されている。</u> ② 福島県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）では、<u>①の主要幹線道路のほか、一般県道254号長塚請戸浪江線</u>を緊急輸送路に指定している。

イ 鉄 道

本町にある鉄道として東日本旅客鉄道(株)（以下「J R 東日本」という。）の常磐線が、町内を南北に縦断している。

表 1－1 町内の主な路線等

種 別	路 線 名	区 間	備 考
国 道	6 号	茨城県境～宮城県境	第 1 次確保路線
	288号	全線	第 2 次確保路線
一 般 県 道	長塚請戸浪江線	浪江町境～国道 6 号	
	井出長塚線	浪江町境～国道 6 号	
町 道	下条・細谷線	国道 6 号～双葉町役場入口	
	長塚・新山線	国道 6 号～国道288号	
	久保前・中浜線	国道 6 号～青年婦人会館入口	
	新山・鴻草線	国道288 号～井出長塚線	
	久保前・前沖線	全線	
鉄 道	常磐線	茨城県境～宮城県境	J R 東日本

注1. 「福島県地域防災計画」~~（福島県生活環境部）~~等による。

イ 鉄 道

本町にある鉄道として東日本旅客鉄道(株)（以下「J R 東日本」という。）の常磐線が、町内を南北に縦断している。なお、J R 常磐線は本町を含む富岡・浪江間が不通であるが、J R 東日本では、令和 2 年 3 月 1 4 日の開通を予定している。

表 1－1 町内の主な路線等

種 別	路 線 名	区 間	備 考
国 道	6 号	茨城県境～宮城県境	第 1 次確保路線
	288号	全線	第 2 次確保路線
<u>高速自動車道</u>	<u>常磐自動車道</u>	<u>茨城県境～宮城県境</u>	<u>第 1 次確保路線</u>
一 般 県 道	長塚請戸浪江線	浪江町境～国道 6 号	第 1 次確保路線
町 道	下条・細谷線	国道 6 号～双葉町役場入口	
	長塚・新山線	国道 6 号～国道288号	
	久保前・中 <u>野</u> 線	国道 6 号～青年婦人会館入口	
	新山・鴻草線	国道288 号～ <u>県道井手</u> 長塚線	
	久保前・前沖線	全線	
鉄 道	常磐線	茨城県境～宮城県境	J R 東日本

注1. 「福島県地域防災計画」等による。

p. 10

(3) 自衛隊施設等

表 1－2 県内の自衛隊施設

区 分	駐屯地・分屯基地名	部 隊 名	所在市町村名
陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第 6 師団 第 4 4 普通科連隊 ・東北方面隊第 2 施設団 第 1 1 施設群	福島市
	郡山駐屯地	・東北方面隊第 6 師団 第 6 特科連隊	郡山市

(3) 自衛隊施設等

表 1－2 県内の自衛隊施設

区 分	駐屯地・分屯基地名	部 隊 名	所在市町村名
陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第 6 師団 第 4 4 普通科連隊 ・東北方面隊第 2 施設団 第 1 1 施設群	福島市
	郡山駐屯地	・東北方面隊第 6 師団 第 6 特科連隊	郡山市

		・東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊				・東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊	
				航空自衛隊	大滝根山分駐屯地	・中部航空方面隊 第27警戒群	双葉郡川内村ほか
p. 11	(4) 電力供給施設 町と町に隣接する大熊町にまたがって設置されている東京電力株式会社福島第一原子力発電所の概要は、表1－3のとおりである。			(4) 電力供給施設 本町と隣接する大熊町にまたがって設置されている東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原子力発電所」という。）の概要は、表1－3のとおりである。現在、同発電所は、原子力災害が発生し、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため特定原子力施設として指定され、廃炉作業が進められている。			
	表1－3 町内の発電所の設置状況			表1－3 町内の発電所の設置状況			
	区 分	施設名	所 在 地	認可最大出力(kw)	事業者名	備 考	
	原子力発電所	福島第一原子力発電所	大熊町大字夫沢字北原22	469.6万	東京電力		
	合 計	6基		469.6万			
p. 11	3 地理的・社会的条件からみた国民保護措置の実施に関する留意事項 (2) 高齢者等の住民避難 本町は、高齢化率が全国平均より高く、1人暮らしの高齢者など特に配慮を要する者に対する避難誘導のあり方や避難手段の確保方法に留意する必要がある。			3 地理的・社会的条件からみた国民保護措置の実施に関する留意事項 (2) 高齢者等の住民避難 本町は、今後帰還する町民の高齢化率が高くなることが予想され、1人暮らしの高齢者など特に配慮を要する者に対する避難誘導のあり方や避難手段の確保方法に留意する必要がある。			
p. 11							

第2編 平素からの備えや予防																				
第1章 組織・体制の整備等																				
p. 19	1 町の各課局における平素の業務 (2) 町における国民保護に関する業務の総括、各課局間の調整及び企画立案等については、 <u>住民課</u> が行うものとする。	1 町の各課局における平素の業務 (2) 町における国民保護に関する業務の総括、各課等間の調整及び企画立案等については、 <u>住民生活課</u> が行うものとする。																		
p. 19	表2-1 各所属における平素の業務 <table><tr><th>課局名</th><th>平 素 の 業 務</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>総務課</td><td> ・近隣市町村との連携に関すること ・職員の動員配置及び各課局の配置調整に関すること ・避難所の運営体制の整備に関すること ・国民保護関係の予算、その他財務に関すること ・特殊標章等の交付、管理に関すること ・応急仮設住宅等の確保に関すること ・町営住宅等の補修に関すること ・町保有資機材等の整備及び管理に関すること ・生活関連等施設（原子力発電所を除く。）に関すること ・その他各課局に属さない国民保護措置等に関すること </td></tr><tr><td><u>企画課</u></td><td> ・住民等に対する警報及び緊急通報の内容の伝達等に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・原子力発電所の情報収集体制の整備に関すること ・安否情報の整理に関すること </td></tr></table>	課局名	平 素 の 業 務			総務課	・近隣市町村との連携に関すること ・職員の動員配置及び各課局の配置調整に関すること ・避難所の運営体制の整備に関すること ・国民保護関係の予算、その他財務に関すること ・特殊標章等の交付、管理に関すること ・応急仮設住宅等の確保に関すること ・町営住宅等の補修に関すること ・町保有資機材等の整備及び管理に関すること ・生活関連等施設（原子力発電所を除く。）に関すること ・その他各課局に属さない国民保護措置等に関すること	<u>企画課</u>	・住民等に対する警報及び緊急通報の内容の伝達等に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・原子力発電所の情報収集体制の整備に関すること ・安否情報の整理に関すること	表2-1 各所属における平素の業務 <table><tr><th><u>所 属</u></th><th>平 素 の 業 務</th></tr><tr><td><u>秘書広報課</u></td><td> ・<u>報道発表及び広報車による広報体制の整備に関すること</u> ・<u>報道機関との連絡調整に関すること</u> ・<u>インターネットを利用した災害情報の提供に関すること</u> ・<u>観光客に対する広報等に関すること</u> ・<u>被害写真の撮影収集及び記録に関すること</u> ・<u>住民相談窓口の開設に関すること</u> ・<u>災害時における義援金・見舞金の受付に関すること</u> </td></tr><tr><td>総務課</td><td> ・近隣市町村との連携に関すること ・職員の動員配置及び各課局の配置調整に関すること ・避難所の運営体制の整備に関すること ・国民保護関係の予算、その他財務に関すること ・特殊標章等の交付、管理に関すること ・<u>避難住民、緊急物資等の運送手段の確保等に関すること</u> ・<u>町有財産の被害調査及び応急復旧に関すること</u> ・<u>公営住宅等の一時使用に関すること</u> ・町保有資機材等の整備及び管理に関すること ・生活関連等施設（原子力発電所を除く。）に関すること ・その他各課に属さない国民保護措置等に関すること </td></tr><tr><td>議会事務局</td><td> ・町議会議員との連絡体制の整備に関すること </td></tr><tr><td><u>復興推進課</u></td><td> ・住民等に対する警報及び緊急通報の内容の伝達等に関すること ・原子力発電所の情報収集体制の整備に関すること </td></tr></table>	<u>所 属</u>	平 素 の 業 務	<u>秘書広報課</u>	・<u>報道発表及び広報車による広報体制の整備に関すること</u> ・<u>報道機関との連絡調整に関すること</u> ・<u>インターネットを利用した災害情報の提供に関すること</u> ・<u>観光客に対する広報等に関すること</u> ・<u>被害写真の撮影収集及び記録に関すること</u> ・<u>住民相談窓口の開設に関すること</u> ・<u>災害時における義援金・見舞金の受付に関すること</u>	総務課	・近隣市町村との連携に関すること ・職員の動員配置及び各課局の配置調整に関すること ・避難所の運営体制の整備に関すること ・国民保護関係の予算、その他財務に関すること ・特殊標章等の交付、管理に関すること ・<u>避難住民、緊急物資等の運送手段の確保等に関すること</u> ・<u>町有財産の被害調査及び応急復旧に関すること</u> ・<u>公営住宅等の一時使用に関すること</u> ・町保有資機材等の整備及び管理に関すること ・生活関連等施設（原子力発電所を除く。）に関すること ・その他各課に属さない国民保護措置等に関すること	議会事務局	・町議会議員との連絡体制の整備に関すること	<u>復興推進課</u>	・住民等に対する警報及び緊急通報の内容の伝達等に関すること ・原子力発電所の情報収集体制の整備に関すること
課局名	平 素 の 業 務																			
総務課	・近隣市町村との連携に関すること ・職員の動員配置及び各課局の配置調整に関すること ・避難所の運営体制の整備に関すること ・国民保護関係の予算、その他財務に関すること ・特殊標章等の交付、管理に関すること ・応急仮設住宅等の確保に関すること ・町営住宅等の補修に関すること ・町保有資機材等の整備及び管理に関すること ・生活関連等施設（原子力発電所を除く。）に関すること ・その他各課局に属さない国民保護措置等に関すること																			
<u>企画課</u>	・住民等に対する警報及び緊急通報の内容の伝達等に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・原子力発電所の情報収集体制の整備に関すること ・安否情報の整理に関すること																			
<u>所 属</u>	平 素 の 業 務																			
<u>秘書広報課</u>	・<u>報道発表及び広報車による広報体制の整備に関すること</u> ・<u>報道機関との連絡調整に関すること</u> ・<u>インターネットを利用した災害情報の提供に関すること</u> ・<u>観光客に対する広報等に関すること</u> ・<u>被害写真の撮影収集及び記録に関すること</u> ・<u>住民相談窓口の開設に関すること</u> ・<u>災害時における義援金・見舞金の受付に関すること</u>																			
総務課	・近隣市町村との連携に関すること ・職員の動員配置及び各課局の配置調整に関すること ・避難所の運営体制の整備に関すること ・国民保護関係の予算、その他財務に関すること ・特殊標章等の交付、管理に関すること ・<u>避難住民、緊急物資等の運送手段の確保等に関すること</u> ・<u>町有財産の被害調査及び応急復旧に関すること</u> ・<u>公営住宅等の一時使用に関すること</u> ・町保有資機材等の整備及び管理に関すること ・生活関連等施設（原子力発電所を除く。）に関すること ・その他各課に属さない国民保護措置等に関すること																			
議会事務局	・町議会議員との連絡体制の整備に関すること																			
<u>復興推進課</u>	・住民等に対する警報及び緊急通報の内容の伝達等に関すること ・原子力発電所の情報収集体制の整備に関すること																			

	税務課 出納室	・住民の避難誘導に関する事 ・被災者に対する公的徴収金の減免等に関する事		戸籍税務課 出納室	・<u>町民の安否情報（所在確認・避難先名簿管理）に関する事</u> ・<u>被災証明、罹災証明の交付に関する事</u> ・<u>行方不明者届出の受理に関する事</u> ・<u>遺体の安置・身元確認及び埋火葬に関する事</u> ・<u>家屋の被害認定調査に関する事</u> ・被災者に対する公的徴収金の減免等に関する事 ・<u>災害時における義援金・見舞金の収納に関する事。</u>
	産業課 農業委員会事務局	・農地・農業用施設等の応急復旧体制の整備に関する事 ・林産物・林道等の応急復旧体制の整備に関する事 ・商工業関係の応急復旧体制の整備に関する事 ・観光客に対する広報等に関する事 ・食糧及び生活必需品の調達、供給体制の整備に関する事 ・緊急物資等の受入体制の整備に関する事 ・家畜救護の体制整備に関する事		産業課 農業委員会事務局	・<u>応急救助のための食料、生活必需品、その他物資の調達・受入及び配給に関する事</u> ・<u>応急救助の漁船の調達に関する事</u> ・<u>家畜等の伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達、家畜救護の体制整備に関する事</u> ・<u>農産物、農地及び農業用施設の被害調査及び応急復旧体制の整備に関する事</u> ・林産物・林道等の被害調査及び応急復旧体制の整備に関する事 ・<u>災害時における木材等の調達及びあっせんに関する事</u> ・商工業関係の<u>被害調査及び</u>応急復旧体制の整備に関する事 ・<u>被災農林水産業者・商工業者に対する融資・支援に関する事</u> ・<u>農産物の摂取制限、農耕制限に関する事</u> ・<u>農畜産物の出荷制限に関する事</u>
	建設課	・建築物等の防災に関する事 ・道路・橋りょうの保全に関する事 ・下水道施設の応急復旧体制の整備に関する事 ・河川及び海岸関係の応急復旧体制の整備に関する事 ・水防に関する事 ・避難住民、緊急物資等の運送手段の確保等に関する事 ・その他土木建築の技術面に関する事		建設課	・建築物等の防災に関する事 ・道路・橋りょうの保全に関する事 ・下水道施設の応急復旧体制の整備に関する事 ・河川及び海岸関係の応急復旧体制の整備に関する事 ・水防活動に関する事 ・<u>応急住宅の確保・提供、その他災害時における住宅対策に関する事</u> ・その他土木建築の技術面に関する事
	<u>住民課</u>	・国民保護に関する業務の総括に関する事 ・町国民保護協議会の運営に関する事 ・町国民保護対策本部等の体制整備に関する事 ・県、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊等との連絡体制の整備に関する事		<u>住民生活課</u>	・国民保護に関する業務の総括に関する事 ・町国民保護協議会の運営に関する事 ・町国民保護対策本部等の体制整備に関する事 ・国民保護措置についての訓練に関する事 ・避難実施要領の策定に関する事 ・環境汚染（廃棄物、水、大気・土壌関係に限る。）の応急

		・消防団及び自主防災組織等に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・<u>安否情報収集のための体制整備</u> ・<u>安否情報の回答に関すること</u> ・広域応援の受入れ、調整に関すること ・<u>埋葬・火葬に関すること</u> ・廃棄物処理に関すること ・交通規制に係る警察署との連携体制の整備に関すること ・防災行政無線の整備・運用に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・被災情報の収集・整理・報告に関すること ・通信連絡体制の整備に関すること ・動物（ペットに限る。）救護対策に関すること ・環境汚染（廃棄物、水、大気・土壌関係に限る。）の応急復旧に関すること ・<u>義援金品の受入体制の整備に関すること</u>			- 復旧に関すること ・通信・連絡体制の整備に関すること ・<u>気象情報の収集及び通報に関すること</u> ・<u>通行規制に係る警察署との連携体制の整備に関すること</u> ・<u>近隣市町村との連携に関すること</u> ・県、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊等との連絡体制の整備に関すること ・消防団及び自主防災組織等に関すること ・広域応援の受入れ、調整に関すること ・<u>防犯・防災総合システム、緊急速報メール及び</u>防災行政無線の整備・運用に関すること ・被災情報の収集・整理・報告に関すること ・<u>避難者の受入及び避難所の設置・運営に関すること</u> ・<u>災害時の応急給水に係る双葉地方水道企業団との連絡調整に関すること</u> ・<u>防疫に関すること</u> ・<u>被災地の廃棄物処理に関すること</u> ・動物（ペットに限る。）救護対策に関すること ・<u>被災地の防犯対策に関すること</u> ・<u>県の放射線緊急モニタリング活動への協力に関すること</u>	
					<u>生活支援課</u>	・<u>避難先における町民の安否情報に関すること</u> ・<u>避難先自治体との連絡調整に関すること</u>
	<u>保健福祉課</u> <u>※武力攻撃災害時要援護者支援班</u>	・<u>避難支援プランに関すること</u> ・<u>武力攻撃災害時要援護者</u>に対する情報伝達体制の整備に関すること ・<u>武力攻撃災害時要援護者</u>の避難支援体制に関すること ・福祉避難所及び避難所における<u>武力攻撃災害時要援護者</u>窓口等に関すること ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・保育園児童の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の調達及び供給体制の整備に関すること ・応急医療体制の整備に関すること ・<u>医療・防疫</u>に関すること ・ボランティア団体等に関すること ・住民の健康管理に関すること ・食品衛生に関すること ・福祉施設等に関すること			<u>健康福祉課</u> <u>※避難支援班</u>	・<u>避難行動要支援者名簿</u>に関すること ・<u>避難行動要支援者</u>に対する情報伝達体制の整備に関すること ・<u>避難行動要支援者</u>の避難支援体制に関すること ・福祉避難所及び避難所における<u>避難行動要支援者</u>窓口等に関すること ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・保育園児童の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の調達及び供給体制の整備に関すること ・応急医療体制の整備に関すること ・<u>感染症予防</u>に関すること ・ボランティア団体等に関すること ・住民の健康管理に関すること ・食品衛生に関すること

	<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>議会事務局</td><td>・町議会議員との連絡体制の整備に関すること</td></tr><tr><td>教育総務課 生涯学習課</td><td>・幼稚園及び学校施設の応急復旧体制の整備に関すること ・児童生徒の安全確保及び避難支援体制の整備に関すること ・社会教育施設の応急復旧体制の整備に関すること ・文化財施設の応急復旧体制の整備に関すること</td></tr><tr><td>消防団</td><td>・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること</td></tr></table>			議会事務局	・町議会議員との連絡体制の整備に関すること	教育総務課 生涯学習課	・幼稚園及び学校施設の応急復旧体制の整備に関すること ・児童生徒の安全確保及び避難支援体制の整備に関すること ・社会教育施設の応急復旧体制の整備に関すること ・文化財施設の応急復旧体制の整備に関すること	消防団	・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること	<table><tr><td></td><td>・福祉施設等に関すること ・<u>社会福祉協議会との連絡調整に関すること</u> ・<u>災害時における義援金・見舞金の配分に関すること</u> ・<u>住民の放射線防護及び放射線健康管理に関すること</u></td></tr><tr><td>教育総務課</td><td>・幼稚園及び公立学校の被害調査及び応急復旧体制の整備に関すること ・児童生徒の安全確保及び安否確認体制の整備に関すること ・社会教育施設の<u>被害調査及び</u>応急復旧体制の整備に関すること ・文化財施設及び指定文化財の<u>被害調査及び</u>応急復旧体制の整備に関すること ・<u>避難所の開設・運営支援に関すること。</u></td></tr><tr><td>消防団</td><td>・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること</td></tr></table>		・福祉施設等に関すること ・ <u>社会福祉協議会との連絡調整に関すること</u> ・ <u>災害時における義援金・見舞金の配分に関すること</u> ・ <u>住民の放射線防護及び放射線健康管理に関すること</u>	教育総務課	・幼稚園及び公立学校の被害調査及び応急復旧体制の整備に関すること ・児童生徒の安全確保及び安否確認体制の整備に関すること ・社会教育施設の <u>被害調査及び</u> 応急復旧体制の整備に関すること ・文化財施設及び指定文化財の <u>被害調査及び</u> 応急復旧体制の整備に関すること ・ <u>避難所の開設・運営支援に関すること。</u>	消防団	・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること		
議会事務局	・町議会議員との連絡体制の整備に関すること																	
教育総務課 生涯学習課	・幼稚園及び学校施設の応急復旧体制の整備に関すること ・児童生徒の安全確保及び避難支援体制の整備に関すること ・社会教育施設の応急復旧体制の整備に関すること ・文化財施設の応急復旧体制の整備に関すること																	
消防団	・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること																	
	・福祉施設等に関すること ・ <u>社会福祉協議会との連絡調整に関すること</u> ・ <u>災害時における義援金・見舞金の配分に関すること</u> ・ <u>住民の放射線防護及び放射線健康管理に関すること</u>																	
教育総務課	・幼稚園及び公立学校の被害調査及び応急復旧体制の整備に関すること ・児童生徒の安全確保及び安否確認体制の整備に関すること ・社会教育施設の <u>被害調査及び</u> 応急復旧体制の整備に関すること ・文化財施設及び指定文化財の <u>被害調査及び</u> 応急復旧体制の整備に関すること ・ <u>避難所の開設・運営支援に関すること。</u>																	
消防団	・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること																	
p. 22	表 2－3 職員参集基準 <table><tr><td>体制</td><td>参集基準</td></tr><tr><td>①警戒配備体制</td><td><u>住民課</u>職員が参集</td></tr><tr><td>②特別警戒本部体制</td><td>原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td></tr><tr><td>③町国民保護対策本部体制</td><td>全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集</td></tr></table>	体制	参集基準	①警戒配備体制	<u>住民課</u> 職員が参集	②特別警戒本部体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集	表 2－3 職員参集基準 <table><tr><td>体制</td><td>参集基準</td></tr><tr><td>①警戒配備体制</td><td><u>住民生活課</u>職員が参集</td></tr><tr><td>②特別警戒本部体制</td><td>原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td></tr><tr><td>③町国民保護対策本部体制</td><td>全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集</td></tr></table>	体制	参集基準	①警戒配備体制	<u>住民生活課</u> 職員が参集	②特別警戒本部体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集
体制	参集基準																	
①警戒配備体制	<u>住民課</u> 職員が参集																	
②特別警戒本部体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																	
③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集																	
体制	参集基準																	
①警戒配備体制	<u>住民生活課</u> 職員が参集																	
②特別警戒本部体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																	
③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集																	
p. 22	(4) 幹部職員等への連絡手段の確保 ア 町の幹部職員及び <u>住民課</u> 職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。 幹部職員及び <u>住民課</u> 職員に対しては、「町地域防災計画」で定める情報伝達ルートにより連絡を行なう。	(4) 幹部職員等への連絡手段の確保 ア 町の幹部職員及び <u>国民保護担当</u> 職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。 幹部職員及び <u>国民保護担当</u> 職員に対しては、「町地域防災計画」で定める情報伝達ルートにより連絡を行う。																
p. 23	(7) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 ア 町の幹部職員及び <u>住民課</u> 職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員とし	(7) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 ア 町の幹部職員及び <u>住民生活課</u> 職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員とし																

	て指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。	員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。																																				
p. 23	表 2－4 町対策本部長及び町対策副本部長の代替職員 <table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">指定職員</th><th colspan="3">代 替 職 員</th></tr><tr><th>第 1 順位</th><th>第 2 順位</th><th>第 3 順位</th></tr><tr><td>対 策 本 部 長</td><td>町 長</td><td>副町長</td><td>総務課長</td><td><u>住民</u>課長</td></tr><tr><td>対策副本部長</td><td>副町長</td><td>総務課長</td><td><u>住民</u>課長</td><td><u>企画</u>課長</td></tr></table> 注、表中の「副町長」とは平成19年4月1日より適用するものとし、当該期日前までは「助役」と読み替えるものとする。	名 称	指定職員	代 替 職 員			第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	対 策 本 部 長	町 長	副町長	総務課長	<u>住民</u> 課長	対策副本部長	副町長	総務課長	<u>住民</u> 課長	<u>企画</u> 課長	表 2－4 町対策本部長及び町対策副本部長の代替職員 <table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">指定職員</th><th colspan="3">代 替 職 員</th></tr><tr><th>第 1 順位</th><th>第 2 順位</th><th>第 3 順位</th></tr><tr><td>対 策 本 部 長</td><td>町 長</td><td>副町長</td><td>総務課長</td><td><u>住民生活</u>課長</td></tr><tr><td>対策副本部長</td><td>副町長</td><td>総務課長</td><td><u>住民生活</u>課長</td><td><u>復興推進</u>課長</td></tr></table>	名 称	指定職員	代 替 職 員			第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	対 策 本 部 長	町 長	副町長	総務課長	<u>住民生活</u> 課長	対策副本部長	副町長	総務課長	<u>住民生活</u> 課長	<u>復興推進</u> 課長
名 称	指定職員			代 替 職 員																																		
		第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位																																		
対 策 本 部 長	町 長	副町長	総務課長	<u>住民</u> 課長																																		
対策副本部長	副町長	総務課長	<u>住民</u> 課長	<u>企画</u> 課長																																		
名 称	指定職員	代 替 職 員																																				
		第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位																																		
対 策 本 部 長	町 長	副町長	総務課長	<u>住民生活</u> 課長																																		
対策副本部長	副町長	総務課長	<u>住民生活</u> 課長	<u>復興推進</u> 課長																																		
p. 24	4 双葉地方広域市町村圏組合消防本部等に対する体制整備等の求め イ 夜間、祝祭日については、双葉地方広域市町村圏組合消防本部が県等から通知・伝達された警報の内容等や武力攻撃災害の兆候について情報伝達を行うため、あらかじめ、情報伝達先を表 2－5 のとおり定め当該消防本部に通知するとともに、警報の通知等があった場合、速やかに第 3 編第 4 章等で定める通知・伝達先に情報伝達する。 表 2－5 夜間、祝祭日における、双葉地方広域市町村圏組合消防本部からの情報伝達先 町長、消防団長、国民保護担当職員	4 双葉地方広域市町村圏組合消防本部等に対する体制整備等の求め イ 夜間、祝日については、双葉地方広域市町村圏組合消防本部が県等から通知・伝達された警報の内容等や武力攻撃災害の兆候について情報伝達を行うため、あらかじめ、情報伝達先を表 2－5 のとおり定め当該消防本部に通知するとともに、警報の通知等があった場合、速やかに第 3 編第 4 章等で定める通知・伝達先に情報伝達する。 表 2－5 夜間、祝日における、双葉地方広域市町村圏組合消防本部からの情報伝達先 町長、消防団長、国民保護担当職員																																				

p. 25	表 2－6 各配備体制の設置場所等 <table><tr><th>配備体制</th><th>設置区分</th><th>設置場所</th><th>代替設置場所</th></tr><tr><td rowspan="3">①特別配備体制</td><td>業務実施場所</td><td>町役場庁舎住民課内</td><td>町公民館事務室</td></tr><tr><td>プレスルーム</td><td>(必要に応じて設置)</td><td>(必要に応じて設置)</td></tr><tr><td>自衛隊等連絡班室</td><td>その都度定める</td><td>その都度定める</td></tr><tr><td rowspan="3">②特別警戒本部体制</td><td>業務実施場所</td><td>町役場庁舎 2 階庁議室</td><td>町公民館事務室</td></tr><tr><td>プレスルーム</td><td>町役場庁舎 2 階応接室</td><td>町公民館実習室</td></tr><tr><td>自衛隊等連絡班室</td><td>その都度定める</td><td>その都度定める</td></tr><tr><td rowspan="3">③町国民保護対策本部体制</td><td>業務実施場所</td><td>町役場庁舎 3 階正庁</td><td>町公民館 2 階会議室</td></tr><tr><td>プレスルーム</td><td>町役場庁舎 2 階応接室</td><td>町公民館実習室</td></tr><tr><td>自衛隊等連絡班室</td><td>その都度定める</td><td>その都度定める</td></tr></table>	配備体制	設置区分	設置場所	代替設置場所	①特別配備体制	業務実施場所	町役場庁舎住民課内	町公民館事務室	プレスルーム	(必要に応じて設置)	(必要に応じて設置)	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める	②特別警戒本部体制	業務実施場所	町役場庁舎 2 階庁議室	町公民館事務室	プレスルーム	町役場庁舎 2 階応接室	町公民館実習室	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める	③町国民保護対策本部体制	業務実施場所	町役場庁舎 3 階正庁	町公民館 2 階会議室	プレスルーム	町役場庁舎 2 階応接室	町公民館実習室	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める	表 2－6 各配備体制の設置場所等 <table><tr><th>配備体制</th><th>設置区分</th><th>設置場所</th><th>代替設置場所</th></tr><tr><td rowspan="3">①警戒配備体制</td><td>業務実施場所</td><td>帰還に向けて調整中</td><td>帰還に向けて調整中</td></tr><tr><td>プレスルーム</td><td>(必要に応じて設置)</td><td>(必要に応じて設置)</td></tr><tr><td>自衛隊等連絡班室</td><td>その都度定める</td><td>その都度定める</td></tr><tr><td rowspan="3">②特別警戒本部体制</td><td>業務実施場所</td><td>帰還に向けて調整中</td><td>帰還に向けて調整中</td></tr><tr><td>プレスルーム</td><td>帰還に向けて調整中</td><td>帰還に向けて調整中</td></tr><tr><td>自衛隊等連絡班室</td><td>その都度定める</td><td>その都度定める</td></tr><tr><td rowspan="3">③町国民保護対策本部体制</td><td>業務実施場所</td><td>帰還に向けて調整中</td><td>帰還に向けて調整中</td></tr><tr><td>プレスルーム</td><td>帰還に向けて調整中</td><td>帰還に向けて調整中</td></tr><tr><td>自衛隊等連絡班室</td><td>その都度定める</td><td>その都度定める</td></tr></table>	配備体制	設置区分	設置場所	代替設置場所	①警戒配備体制	業務実施場所	帰還に向けて調整中	帰還に向けて調整中	プレスルーム	(必要に応じて設置)	(必要に応じて設置)	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める	②特別警戒本部体制	業務実施場所	帰還に向けて調整中	帰還に向けて調整中	プレスルーム	帰還に向けて調整中	帰還に向けて調整中	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める	③町国民保護対策本部体制	業務実施場所	帰還に向けて調整中	帰還に向けて調整中	プレスルーム	帰還に向けて調整中	帰還に向けて調整中	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める
配備体制	設置区分	設置場所	代替設置場所																																																																			
①特別配備体制	業務実施場所	町役場庁舎住民課内	町公民館事務室																																																																			
	プレスルーム	(必要に応じて設置)	(必要に応じて設置)																																																																			
	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める																																																																			
②特別警戒本部体制	業務実施場所	町役場庁舎 2 階庁議室	町公民館事務室																																																																			
	プレスルーム	町役場庁舎 2 階応接室	町公民館実習室																																																																			
	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める																																																																			
③町国民保護対策本部体制	業務実施場所	町役場庁舎 3 階正庁	町公民館 2 階会議室																																																																			
	プレスルーム	町役場庁舎 2 階応接室	町公民館実習室																																																																			
	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める																																																																			
配備体制	設置区分	設置場所	代替設置場所																																																																			
①警戒配備体制	業務実施場所	帰還に向けて調整中	帰還に向けて調整中																																																																			
	プレスルーム	(必要に応じて設置)	(必要に応じて設置)																																																																			
	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める																																																																			
②特別警戒本部体制	業務実施場所	帰還に向けて調整中	帰還に向けて調整中																																																																			
	プレスルーム	帰還に向けて調整中	帰還に向けて調整中																																																																			
	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める																																																																			
③町国民保護対策本部体制	業務実施場所	帰還に向けて調整中	帰還に向けて調整中																																																																			
	プレスルーム	帰還に向けて調整中	帰還に向けて調整中																																																																			
	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める																																																																			
p. 27	第 2 関係機関との連携体制の整備 1 基本的考え方 (4) 武力攻撃原子力災害に備えた関係機関との連携 武力攻撃原子力災害に至った場合、当該災害が影響を及ぼす範囲は広範にわたるおそれもあるため、<u>経済産業省原子力安全・保安院</u>、<u>県</u>、<u>東京電力株式会社</u>、<u>被ばく医療機関</u>その他原子力防災に係る関係機関との連携は不可欠である。	第 2 関係機関との連携体制の整備 1 基本的考え方 (4) 武力攻撃原子力災害に備えた関係機関との連携 武力攻撃原子力災害に至った場合、当該災害が影響を及ぼす範囲は広範にわたるおそれもあるため、<u>原子力規制庁</u>、<u>県</u>、<u>東京電力ホールディングス株式会社</u>、<u>原子力災害医療機関</u>その他原子力防災に係る関係機関との連携は不可欠である。																																																																				
p. 29	5 指定地方公共機関等との連携 (2) 医療機関との連携 ア 町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう双葉地方広域市町村圏組合消防本部と調整を図った上で、<u>最寄りの災害医療センター（基幹災害医療センター：公立大学法人 福島県立医科大学附属病院、地域災害医療センター：国立健康保険南相馬市立病院をいう。以下同じ。）</u>、救命救急センター、双葉郡医師会及び県相双保健福祉事務所等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の情報伝達・収集方法を把握することなどにより、広域的な連携を図る。 イ N B C 災害等の特殊な災害への対応が迅速に行えるよう <u>(財) 日本中毒情報センター</u>等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。	5 指定地方公共機関等との連携 (2) 医療機関との連携 ア 町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう双葉地方広域市町村圏組合消防本部と調整を図った上で、災害医療センター（基幹災害医療センター：公立大学法人福島県立医科大学附属病院、地域災害医療センター：<u>南相馬市立総合病院</u>をいう。以下同じ。））、救命救急センター、双葉郡医師会及び県相双保健福祉事務所等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の情報伝達・収集方法を把握することなどにより、広域的な連携を図る。 イ N B C 災害等の特殊な災害への対応が迅速に行えるよう <u>公益財団法人</u>日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。																																																																				

p. 30

表 2-9 町が防災のために締結している協定一覧

No.	協 定 名	締 結 先	応 援 内 容
1	消防相互応援協定	双葉郡内町村（広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・浪江町・葛尾村）	○火災防御のための消防隊の派遣 ○その他大規模・特殊災害防御のための消防隊の派遣
2	双葉郵便局・双葉町災害時相互協力覚書	双葉郵便局	○町内で地震その他の災害が発生した場合の相互応援活動
3	災害時における相互応援協定	いわき市・広野町・楡葉町・富岡町・川内町・大熊町・浪江町・葛尾村	○災害発生時における相互応援活動
4	災害相互応援に関する要綱	全国原子力発電所所在市町村協議会の会員（準会員を含む）である市町村	○大規模災害発生時における会員市町村による相互応援活動
5	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	○災害時における物資の供給
6	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	○災害時におけるレンタル機材の供給

p. 31

第 3 通信の確保

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意点等

ア 町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実に行うため、同報系その他の防災行政無線のデジタル化等による通信体制の整備及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備や情報伝達ルートの多ルート化、停電等に備え非常用電源の確保を図るなど、災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

表 2-9 町が防災のために締結している協定一覧

No.	協 定 名	締 結 先	応 援 内 容
1	消防相互応援協定	双葉郡内町村（広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・浪江町・葛尾村）	○火災防御のための消防隊の派遣 ○その他大規模・特殊災害防御のための消防隊の派遣
2	災害時における相互応援協定	いわき市・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・浪江町・葛尾村	○災害発生時における相互応援活動
3	災害相互応援に関する要綱	全国原子力発電所所在市町村協議会の会員（準会員を含む）である市町村	○大規模災害発生時における会員市町村による相互応援活動
4	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	○災害時における物資の供給
5	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	○災害時におけるレンタル機材の供給
6	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	○災害時の公共土木施設被害状況等に関する情報交換等のための災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣

第 3 通信の確保

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意点等

ア 町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実に行うため、同報系その他の防災行政無線のデジタル化等による通信体制の整備、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の整備や情報伝達ルートの多ルート化、停電等に備え非常用電源の確保を図るなど、災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。
注）防災行政無線が閉局中の間は、双葉町防犯・防災総合システムにより対応。

p. 31	表 2－1 0 非常通信体制の確保における留意事項 運用面 ⑦住民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報の伝達に際し<u>援護</u>を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	表 2－1 0 非常通信体制の確保における留意事項 運用面 ⑦住民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報の伝達に際し<u>配慮</u>を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
p. 33	第 4 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達等に必要な準備 (1) 警報等の伝達体制等の整備 ア 町は、知事から警報の内容の通知があった場合等における住民及び表 2－1 1 の関係のある公私の団体への伝達方法（伝達先・伝達手段・伝達順位）について、当面の間は、現在町が保有するサイレン、防災行政無線その他の手段を活用することとし、あらかじめ定めておくとともに、住民等に対し伝達方法等について事前に説明することなどにより周知を図る。 表 2－1 1 警報の内容の通知があった場合等に伝達する関係ある公私の団体 双葉町消防団、区長会、民生児童委員、日本赤十字社福島県支部双葉町分区、双葉町商工会、<u>ふたば</u>農業協同組合 イ 町は、警報等の内容を伝達するに当たっては、高齢者、障がい者及び外国人その他情報伝達に<u>援護</u>を要する者に対し配慮するため、民生児童委員や町社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部双葉町分区 及び財団法人福島県国際交流協会等とあらかじめ警報の内容等の伝達に当たっての役割について協議した上で、協力体制を構築する。	第 4 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達等に必要な準備 (1) 警報等の伝達体制等の整備 ア 町は、知事から警報の内容の通知があった場合等における住民及び表 2－1 1 の関係のある公私の団体への伝達方法（伝達先・伝達手段・伝達順位）について、当面の間は、現在町が保有するサイレン、防災行政無線^注その他の手段を活用することとし、あらかじめ定めておくとともに、住民等に対し伝達方法等について事前に説明することなどにより周知を図る。 <u>注）防災行政無線が閉局中の間は、双葉町防犯・防災総合システムにより対応。</u> 表 2－1 1 警報の内容の通知があった場合等に伝達する関係ある公私の団体 双葉町消防団、区長会、民生児童委員、日本赤十字社福島県支部双葉町分区、双葉町商工会、<u>福島さくら</u>農業協同組合 イ 町は、警報等の内容を伝達するに当たっては、高齢者、障がい者及び外国人その他情報伝達に<u>配慮</u>を要する者に対し配慮するため、民生児童委員や町社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部双葉町分区 及び公益財団法人福島県国際交流協会等とあらかじめ警報の内容等の伝達に当たっての役割について協議した上で、協力体制を構築する。
p. 33		<u>(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備</u> <u>町は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備している。</u>

p. 35	表 2－1 3 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達に係る県との役割分担 <table><tr><td>施設等の名称</td><td>町</td><td>県</td></tr><tr><td>学校（避難施設指定校を除く。）</td><td>町立幼稚園・小・中学校、私立保育園</td><td>県立学校、私立幼稚園・小・中・高校</td></tr><tr><td>病院</td><td>町の区域内に所在する病院</td><td>災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。</td></tr><tr><td>駅</td><td>町の区域内にある駅</td><td><u>東日本旅客鉄道株式会社</u> 福島支店</td></tr><tr><td>大規模集客施設</td><td>県営施設を除く</td><td>県営施設</td></tr><tr><td>集合住宅</td><td>町営住宅等</td><td>県営住宅</td></tr><tr><td>官公庁・事業所</td><td>○</td><td>（関係する国の機関には通知）</td></tr></table>	施設等の名称	町	県	学校（避難施設指定校を除く。）	町立幼稚園・小・中学校、私立保育園	県立学校、私立幼稚園・小・中・高校	病院	町の区域内に所在する病院	災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。	駅	町の区域内にある駅	<u>東日本旅客鉄道株式会社</u> 福島支店	大規模集客施設	県営施設を除く	県営施設	集合住宅	町営住宅等	県営住宅	官公庁・事業所	○	（関係する国の機関には通知）	表 2－1 3 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達に係る県との役割分担 <table><tr><td>施設等の名称</td><td>町</td><td>県</td></tr><tr><td>学校（避難施設指定校を除く。）</td><td>町立幼稚園・小・中学校、私立保育園</td><td>県立学校、私立幼稚園・小・中・高校</td></tr><tr><td>病院</td><td>町の区域内に所在する病院</td><td>災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。</td></tr><tr><td>駅</td><td>町の区域内にある駅</td><td><u>J R 東日本</u> 福島支店</td></tr><tr><td>大規模集客施設</td><td>県営施設を除く</td><td>県営施設</td></tr><tr><td>集合住宅</td><td>町営住宅等</td><td>県営住宅</td></tr><tr><td>官公庁・事業所</td><td>○</td><td>（関係する国の機関には通知）</td></tr></table>	施設等の名称	町	県	学校（避難施設指定校を除く。）	町立幼稚園・小・中学校、私立保育園	県立学校、私立幼稚園・小・中・高校	病院	町の区域内に所在する病院	災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。	駅	町の区域内にある駅	<u>J R 東日本</u> 福島支店	大規模集客施設	県営施設を除く	県営施設	集合住宅	町営住宅等	県営住宅	官公庁・事業所	○	（関係する国の機関には通知）
施設等の名称	町	県																																										
学校（避難施設指定校を除く。）	町立幼稚園・小・中学校、私立保育園	県立学校、私立幼稚園・小・中・高校																																										
病院	町の区域内に所在する病院	災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。																																										
駅	町の区域内にある駅	<u>東日本旅客鉄道株式会社</u> 福島支店																																										
大規模集客施設	県営施設を除く	県営施設																																										
集合住宅	町営住宅等	県営住宅																																										
官公庁・事業所	○	（関係する国の機関には通知）																																										
施設等の名称	町	県																																										
学校（避難施設指定校を除く。）	町立幼稚園・小・中学校、私立保育園	県立学校、私立幼稚園・小・中・高校																																										
病院	町の区域内に所在する病院	災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。																																										
駅	町の区域内にある駅	<u>J R 東日本</u> 福島支店																																										
大規模集客施設	県営施設を除く	県営施設																																										
集合住宅	町営住宅等	県営住宅																																										
官公庁・事業所	○	（関係する国の機関には通知）																																										
p. 35	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類及び報告様式 ア 安否情報の種類	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類及び報告様式 ア 安否情報の種類 ③ <u>町長が安否情報を収集する場合、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第 1 条に規定する様式第 1 号及び第 2 号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。</u>																																										
p. 36	表 2－1 4 収集、報告すべき安否情報の内容 1 避難住民（負傷・疾病した住民も同様） ① 氏名（フリガナ） ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所（郵便番号を含む。） ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲	表 2－1 4 収集、報告すべき安否情報の内容 1 避難住民（負傷・疾病した住民も同様） ① 氏名（フリガナ） ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所（郵便番号を含む。） ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げ																																										

	ける情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) ⑦ <u>避難施設等の居所</u> ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 ⑩ 安否情報の回答等についての希望等 ア 親族・同居者への回答の希望 イ 知人への回答の希望 ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意 2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて） ⑪ 死亡の日時、場所及び状況 ⑫ 遺体の安置されている場所		る情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) ⑦ <u>負傷（疾病）の該当</u> ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ <u>現在の居所</u> ⑩ ⑦及び⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 ⑪ 安否情報の回答等についての希望等 ア 親族・同居者への回答の希望 イ 知人への回答の希望 ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意 2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて） ⑫ 死亡の日時、場所及び状況 ⑬ 遺体の安置されている場所	
p. 36	イ 安否情報の報告 ① 町長が、知事に対し安否情報を報告する場合、安否情報省令第2条に規定する「安否情報報告書（様式第3号）」により行う。		イ 安否情報の報告 ① 町長が、知事に対し安否情報を報告する場合、<u>原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムを利用できない場合は、</u>安否情報省令第2条に規定する「安否情報報告書（様式第3号）」により行う。	
p. 36	(2) 安否情報収集のための体制整備 ア 町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当部署を<u>企画課</u>、安否情報の回答責任部署を<u>住民課</u>と定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。		(2) 安否情報収集のための体制整備 ア 町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当部署を<u>戸籍税務課</u>、安否情報の回答責任部署を<u>住民生活課</u>と定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。	
p. 37	4 被災情報の収集・報告に必要な準備 (1) 情報収集・連絡体制の整備 町は、武力攻撃災害の発生に伴う被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報の収集及び報告に当たる部署を<u>住民課</u>と定め、必要な体制の整備を図る。		4 被災情報の収集・報告に必要な準備 (1) 情報収集・連絡体制の整備 町は、武力攻撃災害の発生に伴う被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報の収集及び報告に当たる部署を<u>住民生活課</u>と定め、必要な体制の整備を図る。	
p. 37	(3) 担当者の育成 町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡担当部署である住民課の担当者が、情報収集及び報告に係る正確性の確保等のために必要な知識を習得できるよう研修や訓練を通じ育成に努める。		(3) 担当者の育成 町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡担当部署である<u>住民生活課</u>の担当者が、情報収集及び報告に係る正確性の確保等のために必要な知識を習得できるよう研修や訓練を通じ育成に努める。	

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え									
p. 41	1 避難に関する基本的事項 表2－15 避難実施時に必要となる主な基礎的資料 <table><tr><th>基礎資料名</th><th>収集すべき資料の内容等</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>武力攻撃 災害時等 要援護者 等</td><td>高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担 当者等 避難を行う地域単位に作成したリスト（災害時 要援護者の避難支援プラン） 医療機関等避難行動要支援者が入院、滞在して いる施設</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	基礎資料名	収集すべき資料の内容等	(略)		武力攻撃 災害時等 要援護者 等	高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担 当者等 避難を行う地域単位に作成したリスト（災害時 要援護者の避難支援プラン） 医療機関等避難行動要支援者が入院、滞在して いる施設	(略)	
基礎資料名	収集すべき資料の内容等								
(略)									
武力攻撃 災害時等 要援護者 等	高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担 当者等 避難を行う地域単位に作成したリスト（災害時 要援護者の避難支援プラン） 医療機関等避難行動要支援者が入院、滞在して いる施設								
(略)									
p. 42	(5) 高齢者、障がい者等の武力攻撃災害時要援護者への配慮 ア 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時への対応として作成する避難支援プランなどを活用しつつ避難対策を講じる。 イ 町は、避難誘導時において、保健福祉課を中心とした横断的な「武力攻撃災害時要援護者支援班（避難所を開設した場合、各避難所には武力攻撃災害時要援護者班）」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。								
	(5) 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮 ア 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時への対応として作成する避難行動要支援者名簿などを活用しつつ避難対策を講じる。 イ 町は、避難行動要支援者の避難誘導時において、健康福祉課を中心とした横断的な「避難支援班（避難所を開設した場合、各避難所には避難所班）」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。 ※【避難行動要支援者名簿について】 武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。 避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。 また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に								

		<u>携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u>																								
p. 43	2 避難実施要領のパターンの作成 町は、<u>消防庁が作成するマニュアル等</u>を参考として、次の事項に配慮の上、教育委員会など町の執行機関、消防機関、県、県警察、福島海上保安部等、自衛隊、民生児童委員等の関係機関と意見交換を行い、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。	2 避難実施要領のパターンの作成 町は、<u>総務省消防庁が作成した「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（平成18年1月）」や「「避難実施要領のパターン」作成の手引き（平成23年10月）」</u>を参考として、次の事項に配慮の上、教育委員会など町の執行機関、消防機関、県、県警察、福島海上保安部等、自衛隊、民生児童委員等の関係機関と意見交換を行い、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。																								
p. 43	3 救援に関する基本的事項 (1) 救援に関する事務の県との役割分担 ウ 町は、アにより町長が行うこととされた救助に関する事務のうち、次の事務の実施については双葉地方広域市町村圏組合消防本部に協力を要請することができるよう、あらかじめ定める。 ① 被災者の捜索及び救出 ② <u>死体</u>の捜索	3 救援に関する基本的事項 (1) 救援に関する事務の県との役割分担 ウ 町は、アにより町長が行うこととされた救助に関する事務のうち、次の事務の実施については双葉地方広域市町村圏組合消防本部に協力を要請することができるよう、あらかじめ定める。 ① 被災者の捜索及び救出 ② <u>遺体</u>の捜索																								
p. 45	表2-16 町と県との救援の実施に関する事務の役割分担 <table border="1"> <tr> <th>救援に関する措置の内容</th><th>町（町長）</th><th>県（知事）</th></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>死体の捜索及び処理</td><td>○</td><td>○ ※日本赤十字社福島県支部が行う場合を含む。</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> </table>	救援に関する措置の内容	町（町長）	県（知事）	(略)			死体の捜索及び処理	○	○ ※日本赤十字社福島県支部が行う場合を含む。	(略)			表2-16 町と県との救援の実施に関する事務の役割分担 <table border="1"> <tr> <th>救援に関する措置の内容</th><th>町（町長）</th><th>県（知事）</th></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td><u>遺体</u>の捜索及び処理</td><td>○</td><td>○ ※日本赤十字社福島県支部が行う場合を含む。</td></tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> </table>	救援に関する措置の内容	町（町長）	県（知事）	(略)			<u>遺体</u> の捜索及び処理	○	○ ※日本赤十字社福島県支部が行う場合を含む。	(略)		
救援に関する措置の内容	町（町長）	県（知事）																								
(略)																										
死体の捜索及び処理	○	○ ※日本赤十字社福島県支部が行う場合を含む。																								
(略)																										
救援に関する措置の内容	町（町長）	県（知事）																								
(略)																										
<u>遺体</u> の捜索及び処理	○	○ ※日本赤十字社福島県支部が行う場合を含む。																								
(略)																										
p. 46	5 避難施設の指定等への協力 (1) 避難施設の指定等への協力 ア 町は、県が行う避難施設の指定及び指定の廃止、用途変更等に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。 (2) 避難施設の運用等 町は、県が作成した「避難所運営マニュアル作成の手引き」及び「避難所運営マニュアル（作成例）」（平成18年3月）を参考に作成する、「町避難所運営マニュアル」に準じて、避難施設を運用するとともに、町職員及び住民等に対し、平素から、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。	5 避難施設の指定等への協力 (1) 避難施設の指定等への協力 ア 町は、県が行う避難施設の指定及び指定の廃止、用途変更等に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等の</u>必要な情報を提供するなど県に協力する。 (2) 避難施設の運用等 町は、県が作成した「避難所運営マニュアル作成の手引き」及び「避難所運営マニュアル（作成例）」（平成18年3月<u>作成、平成28年3月改訂</u>）を参考に作成する、「町避難所運営マニュアル」に準じて、避難施設を運用するとともに、町職員及び住民等に対し、平素から、避難施設を運営管理するための知識の普及																								

						に努める。			
p. 47	7 生活関連等施設の把握等 (1) 生活関連等施設の把握等 イ 町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」 <u>(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)</u> に基づき、町が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。					7 生活関連等施設の把握等 (1) 生活関連等施設の把握等 イ 町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」 <u>(平成27年4月21日付け内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付事務連絡)</u> に基づき、町が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。			
p. 47	表2-18 生活関連等施設の種類及び所管省庁					表2-18 生活関連等施設の種類及び所管省庁			
	国民保護 法施行令	号	施 設 の 種 類	所管省庁名	県所管部署 (対策本部設置後)	国民保護 法施行令	号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条		1号	発電所、変電所	経済産業省	県民安全領域(原子力発電所・ 地域づくり班、その他:企業班)	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
		2号	ガス工作物	経済産業省	県民安全領域(環境保全班)		2号	ガス工作物	経済産業省
		3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	(健康衛生班、企業班)健康衛生領域(健康衛生班)		3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
		4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	県民環境総務領域(県民環境総務班)		4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
		5号	電気通信事業用交換設備	総務省	県民安全領域(企業班)		5号	電気通信事業用交換設備	総務省
		6号	放送用無線設備	総務省	知事公室(知事公室班)		6号	放送用無線設備	総務省
		7号	水域施設、係留施設	国土交通省	河川港湾領域(河川港湾班)		7号	水域施設、係留施設	国土交通省
		8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	都市領域(都市班)		8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
		9号	ダム	国土交通省	農村整備領域、河川港湾領域 (農村整備班、河川港湾班)		9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	県民安全領域(環境保全班)	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	

			2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法昭和25年法律第303号）	厚生労働省	健康衛生領域（健康衛生班）				2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法昭和25年法律第303号）	厚生労働省	
			3号	火薬類	経済産業省	県民安全領域（環境保全班）				3号	火薬類	経済産業省	
			4号	高压ガス	経済産業省	県民安全領域（環境保全班）				4号	高压ガス	経済産業省	
			5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	県民安全領域（地域づくり班）				5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	<u>原子力規制庁</u>	
			6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	県民安全領域（地域づくり班）				6号	核原料物質	<u>原子力規制庁</u>	
			7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	県民安全領域（地域づくり班）				7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	<u>原子力規制庁</u>	
			8号	毒薬及び劇薬（ <u>薬事法</u> 昭和35年法律第145号）	厚生労働省	健康衛生領域、生産流通領域				8号	毒薬及び劇薬（ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）</u> ）	厚生労働省 <u>農林水産省</u>	
			9号	電気工作物内の高压ガス	農林水産省 経済産業省	（健康衛生班、生産流通班） 県民安全領域（環境保全班）				9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	
			10号	生物剤、毒素	各省庁	県民安全領域、健康衛生領域、生産流通領域他（環境保全班、健康衛生班、生産流通班）				10号	生物剤、毒素	各省庁	
			11号	毒性物質	経済産業省	県民安全領域他（環境保全班）				11号	毒性物質	経済産業省	
p. 49	第3章 物資及び資材の備蓄、整備								第3章 物資及び資材の備蓄、整備				
	2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等								2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等				
	(2) ライフライン施設の機能の確保								(2) ライフライン施設の機能の確保				
	町は、その管理する 土 下水道施設等のライフライン施設について、災害に対する								町は、その管理する下水道施設等のライフライン施設について、災害に対する既				

	既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。	存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。 <u>3 双葉地方水道企業団が管理する施設及び設備の整備及び点検等</u> <u>(1) 施設及び設備の整備及び点検</u> <u>双葉地方水道企業団は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。</u> <u>(2) 水道施設の機能の確保</u> <u>双葉地方水道企業団は、その管理する水道施設について、災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。</u> <u>(3) 復旧のための各種資料等の整備等</u> <u>双葉地方水道企業団は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、必要な情報の適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。</u>
--	--	--

		<u>センター</u>	
		相双保健福祉事務所	<u>保健福祉課</u>
		県警察	<u>住民課</u>
		その他 <u>関係領域</u> 、事務所	<u>住民課</u>
	近隣市町村		総務課
	双葉地方広域市町村圏組合消防本部、浪江消防署、消防団		<u>住民課</u>
	関係指定地方公共機関 指定地方公共機関 ※町の区域内に所在又は 関係する機関等に限 る。	双葉郡医師会等、日本赤十字社福島 県支部、 <u>被ばく医療機関</u> 、最寄りの 災害医療センター、その他医療機関	<u>保健福祉課</u>
		運送事業者（機関）	建設課
		ガス事業者（生活関連等施設を含む。）	総務課
		電気（原子力事業者）・通信事業者等 （生活関連等施設の管理者を含む。）	<u>企画課</u>
		道路管理事業者	建設課
	生活関連等施設の管理者	水道事業者、 水道用水供給事業	<u>建設課</u>
		危険物質等の取扱者	<u>企画課</u>
	多数の者が利用する施設 （県と伝達先を分担）	学校等教育機関	教育総務課
		医療機関（災害医療センターを含む）	<u>保健福祉課</u>
		社会福祉施設、介護施設	<u>保健福祉課</u>
		その他集客施設等 （大規模事業所・大規模集客施設）	産業課
	その他	放送事業者等	<u>企画課</u>
		区長会、民生児童委員、自主防災組織 の代表等	総務課、 <u>保健福祉 課</u> 、 <u>住民課</u>
		町社会福祉協議会	<u>保健福祉課</u>
		<u>環境創造センター</u>	
		相双保健福祉事務所	<u>健康福祉課</u>
		県警察	<u>住民生活課</u>
		その他 <u>関係部</u> 、事務所	<u>住民生活課</u>
	近隣市町村		総務課
	双葉地方広域市町村圏組合消防本部、浪江消防署、消防団		<u>住民生活課</u>
	関係指定地方公共機関 指定地方公共機関 ※町の区域内に所在又は 関係する機関等に限 る。	双葉郡医師会等、日本赤十字社福島 県支部、 <u>原子力災害医療機関</u> 、最寄 りの災害医療センター、その他医療 機関	<u>健康福祉課</u>
		運送事業者（機関）	建設課
		ガス事業者（生活関連等施設を含む。）	総務課
		電気（原子力事業者）・通信事業者等 （生活関連等施設の管理者を含む。）	<u>復興推進課</u>
		道路管理事業者	建設課
	生活関連等施設の管理者	水道事業者	<u>住民生活課</u>
		危険物質等の取扱者	<u>復興推進課</u>
	多数の者が利用する施設 （県と伝達先を分担）	学校等教育機関	教育総務課
		医療機関（災害医療センターを含む）	<u>健康福祉課</u>
		社会福祉施設、介護施設	<u>健康福祉課</u>
		その他集客施設等 （大規模事業所・大規模集客施設）	産業課
	その他	放送事業者等	<u>秘書広報課</u>
		区長会、民生児童委員、自主防災組織 の代表等	総務課、 <u>健康福祉課</u> 、 <u>住民生活課</u>
		町社会福祉協議会	<u>健康福祉課</u>

		ふたば農業協同組合、双葉町商工会	産業課			福島さくら農業協同組合、双葉町商工会	産業課
	第 2 章 町対策本部の設置等						
p. 60	1 町対策本部の設置 (1) 町対策本部の設置の手順 エ 町対策本部の開設 ① 町対策本部担当者は、第 2 編第 1 章第 1 の 5 及び表 2－6 で定める <u>庁議室</u> に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動及び通信手段の状態の確認、資機材の配置等必要な準備を行う。				1 町対策本部の設置 (1) 町対策本部の設置の手順 エ 町対策本部の開設 ① 町対策本部担当者は、第 2 編第 1 章第 1 の 5 及び表 2－6 で定める <u>場所</u> に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動及び通信手段の状態の確認、資機材の配置等必要な準備を行う。		
p. 61	(3) 町対策本部の組織構成等 ウ 措置実施班の組織編制等 ① 町対策本部における決定内容等を踏まえて、措置を実施する各班（各課局）及び保健福祉課を中心的とした横断的な組織として武力攻撃災害時要援護者支援班を置く。				(3) 町対策本部の組織構成等 ウ 措置実施班の組織編制等 ① 町対策本部における決定内容等を踏まえて、措置を実施する各班（各課局）と、健康福祉課を中心とした横断的な「避難支援班（避難所を開設した場合、各避難所には避難所班）」を置く。		

図 3-3 □町対策本部の組織構成

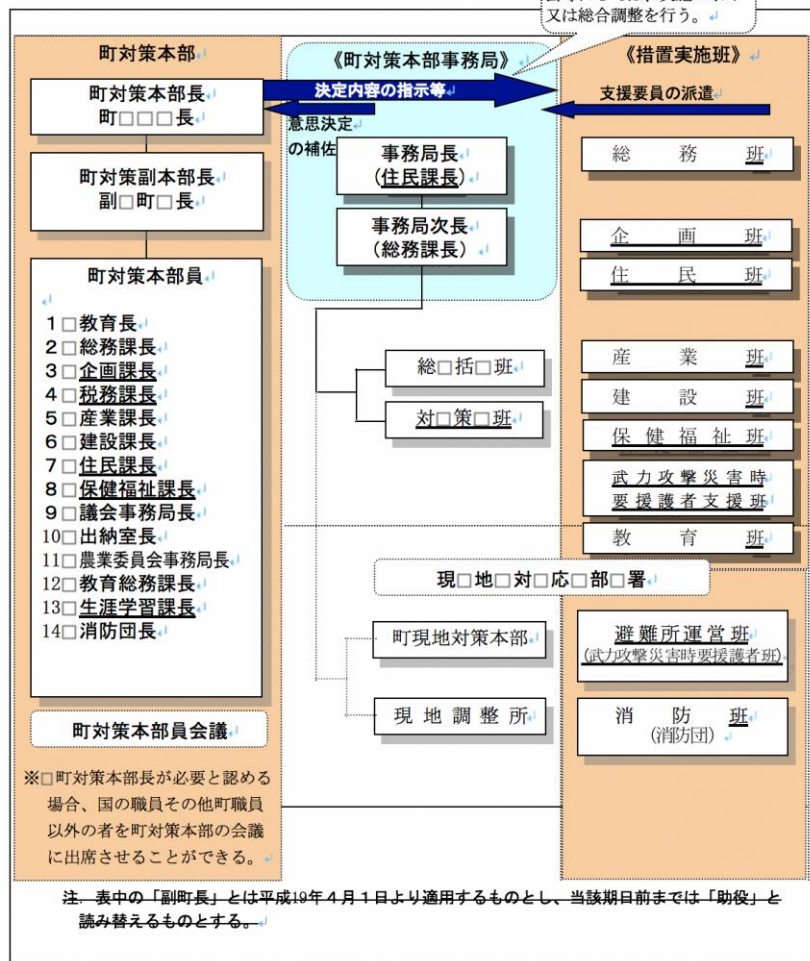


図 3-3 町対策本部の組織構成

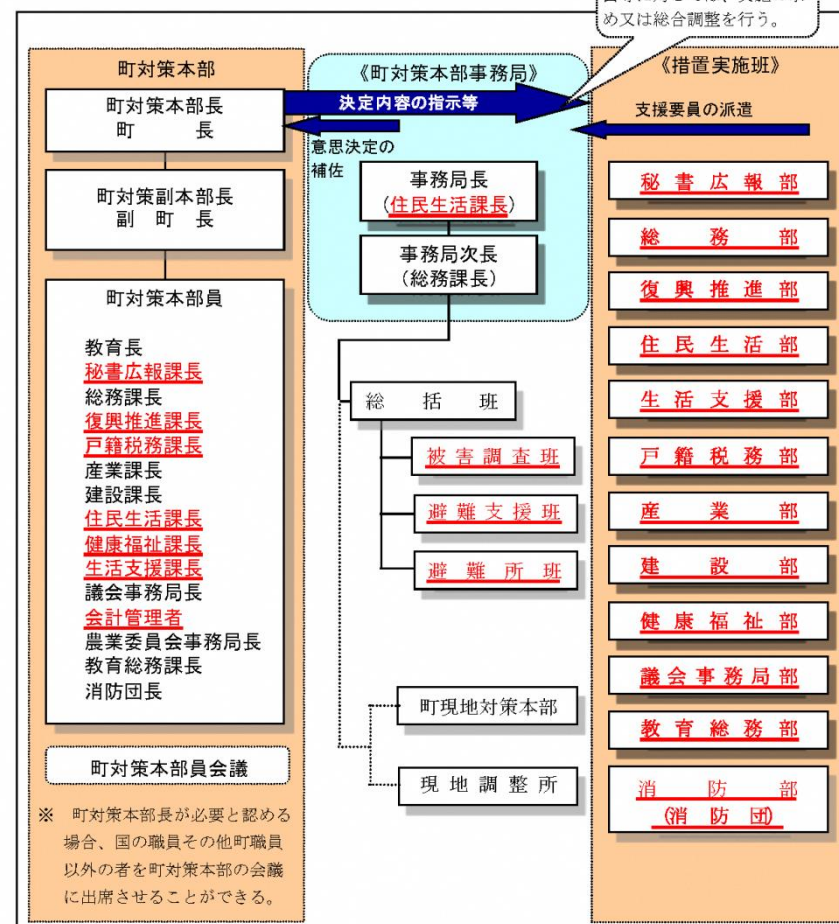


表 3-2 町対策本部事務局の組織編制及び所掌業務

事務局の班名	所掌業務
総括班	1 国民保護に関する業務の総括に関すること

表 3-2 町対策本部事務局の組織編制及び所掌業務

注) 表中、「◎」は事務局各班の班長、「○」は副班長であり、各係より係長などその時点の最上位職者が任に当たる。「・」は班員の派遣元を意味する。なお、事務局各班に配置される班員は別に定める。

事務局の班名	所掌業務
総括班	1. 国民保護に関する業務の総括に関すること 2. 町対策本部の運営に関すること

	◎住民課住民係長 ○総務課管財係長 ○企画課広報広聴係長	2 町対策本部会議の運営に関する<u>こと</u> 3 収集した情報を踏まえた町対策本部長の意思決定に係る補佐に関する<u>こと</u> 4 町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示に関する<u>こと</u> 5 他の市町村等に対する応援の求め、県への緊急援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する<u>こと</u> 6 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する<u>こと</u> 7 国民保護関係の予算、その他財務に関する<u>こと</u> 8 避難の指示に関する<u>こと</u> 9 警戒区域の設定に関する<u>こと</u> 10 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理、集約及び報告等に関する<u>こと</u> ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○武力攻撃災害への対応状況 ○安否情報 ○その他町対策本部長等から収集を依頼された情報		◎住民生活課生活環境係長 ○総務課行政係長 ○復興推進課復興推進係長 ・住民生活課 ・復興推進課	3. 各部・班からの被害情報の収集・整理に関する<u>こと</u> 4. 収集した情報を踏まえた本部長の意思決定に係る補佐に関する<u>こと</u> 5. 本部長が決定した方針に基づく各部・各班に対する具体的な指示に関する<u>こと</u> 6. 被災情報や本部における活動内容の公表資料の作成に関する<u>こと</u> 7. 他の市町村等に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する<u>こと</u> 8. 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する<u>こと</u> 9. 国・県等に対する職員の派遣要請等又は派遣のあつせんの求めに関する<u>こと</u> 10. 避難実施要領の策定及び県・関係機関との調整に関する<u>こと</u> 11. 避難の指示に関する<u>こと</u> 12. 警戒区域の設定に関する<u>こと</u> 13. 武力攻撃原子力災害の状況把握に関する<u>こと</u> 14. 武力攻撃原子力災害合同対策協議会等との連絡調整及び職員の派遣等に関する<u>こと</u> 15. ライフラインの確保に関する<u>こと</u> 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理、集約及び報告等に関する<u>こと</u> ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○武力攻撃災害への対応状況 ○安否情報 ○その他町対策本部長等から収集を依頼された情報
	対 策 班 ◎総務課行政係長 ○企画課原子力対策係長 ○税務課管理徴収係長 ○保健福祉課福祉係長	1 町が行う国民保護措置に係る調整に関する<u>こと</u> 2 近隣市町村及び双葉地方広域市町村圏組合消防本部との連携に関する<u>こと</u> 3 町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関する<u>こと</u> 4 被災情報や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関する<u>こと</u> 5 武力攻撃原子力災害の状況把握に関する<u>こと</u>		被 害 調 査 班	1. 町内の巡視、被害状況の把握に関する<u>こと</u>

		<u>と</u> <u>11 町有財産の被害調査及び応急復旧に関する</u> <u>こと</u> <u>12 公用令書の発行及びこれに伴う損失保証に</u> <u>関すること</u> <u>13 国及び県に対する要望などの資料作成に関</u> <u>すること</u> <u>14 各班の所掌に属しない事務に関すること</u> <u>15 町民相談窓口の開設に関すること</u> <u>16 町営住宅等の被害調査及び応急復旧に関</u> <u>すること</u> <u>17 生活関連等施設（原子力発電所を除く。）</u> <u>の安全確保に関すること</u> <u>18 町議会議員との連絡調整に関すること</u> <u>19 応急仮設住宅等の確保に関すること</u> <u>20 町保有資機材等の管理及び配布等に関する</u> <u>こと</u>			<u>9. 職員の装備、資機材の確保、配布等に関する</u> <u>こと</u> <u>10. 職員の放射線管理に関すること</u> <u>11. 職員の福利厚生に関すること</u> <u>12. 自衛隊、県、防災関係機関、その他応援機</u> <u>関の受入に関すること。</u> <u>13. 国民保護措置等経費の予算措置に関するこ</u> <u>と</u> <u>14. 町有財産の被害調査及び応急復旧に関する</u> <u>こと</u> <u>15. 住民相談窓口の開設及び窓口職員の配置に</u> <u>関すること</u> <u>16. 生活関連等施設（原子力発電所を除く）の</u> <u>状況把握と町が所管する施設の安全確保に</u> <u>関すること</u> <u>17. 公営住宅等の一時使用に関すること</u> <u>18. 公用令書の発行及びこれに伴う損失保証に</u> <u>関すること</u> <u>19. 本部長の命ずる応急対策に関すること</u>	
	<u>企 画 班</u> <u>企画課</u>	<u>1 班内の連絡調整に関すること</u> <u>2 被災写真の撮影収集及び記録に関すること</u> <u>3 住民等に対する警報及び緊急通報等の内容</u> <u>の伝達に関すること</u> <u>4 原子力発電所被災情報等の収集に関するこ</u> <u>と</u> <u>5 インターネットを利用した災害情報の提供</u> <u>に関すること</u> <u>6 プレスルームの運営及び報道事業者に対す</u> <u>る情報提供に関すること</u> <u>7 ライフラインの供給状況等に係る情報収集</u> <u>に関すること</u>		<u>復 興 推 進 部</u> <u>復興推進課</u>	<u>1. 部内の連絡調整に関すること</u> <u>2. 原子力発電所の情報収集に関すること</u> <u>3. ライフラインの供給状況等に係る情報収集</u> <u>に関すること</u> <u>4. 復興計画の策定及び復興施策の調整等に関</u> <u>すること</u> <u>5. 本部長の命ずる応急対策に関すること</u> <u>（初期は住民の避難誘導、安否情報の整理等、</u> <u>主に戸籍税務部の応援）</u>	

		8 安否「情報の整理に関すること			
	住 民 班 住民課	1 班内の連絡調整に関すること 2 町国民保護対策本部に関すること 3 避難実施要領の策定に関すること 4 通信連絡体制の確保に関すること 12 交通規制に係る警察署との連絡調整に関すること 5 消防団及び自主防災組織に関すること 6 義損金品の受付及び配布に関すること 7 安否情報の回答に関すること 8 被害情報の収集、整理に関すること 9 被災者に対する救援に関すること 10 埋葬・火葬に関すること 11 被災地における廃棄物の処理に関すること 13 動物（ペットに限る。）救護対策に関すること 14 環境汚染（廃棄物、水、大気・土壌関係に限る。）の応急対策に関すること		住 民 生 活 部 住民生活課	1. 部内の連絡調整に関すること 2. 通信・連絡体制の確保に関すること 3. 気象情報の収集及び通報に関すること 4. 住民等に対する警報及び緊急通報等の伝達に関すること 5. 県への報告並びに県及び防災関係機関との連絡調整に関すること 6. 通行規制に係る警察署との連絡調整に関すること 7. 消防団及び自主防災組織に関すること 8. 応急給水に係る双葉地方水道企業団との連絡調整に関すること 9. 廃棄物の処理に関すること 10. 動物（ペットに限る）救護対策に関すること 11. 防疫に関すること 12. 防犯対策に関すること 13. 環境汚染（廃棄物、水、大気・土壌関係に限る）の応急対策に関すること 14. 本部長の命ずる応急対策に関すること
	産 業 班 産業課 農業委員会事務	1 班内の連絡調整に関すること 4 食糧及び生活必需品の調達、供給に関すること 7 緊急物資等の受入及び配送に関すること		生 活 支 援 部 生活支援課	1. 部内の連絡調整に関すること 2. 避難先における町民の安否情報に関すること 3. 避難先自治体との連絡調整に関すること 4. 本部長の命ずる応急対策に関すること
				産 業 部 産業課 農業委員会事務	1. 部内の連絡調整に関すること 2. 応急救助のための食料、生活必需品、その他物資（救援物資・義援物資含む）の調達・受入及び配給に関すること

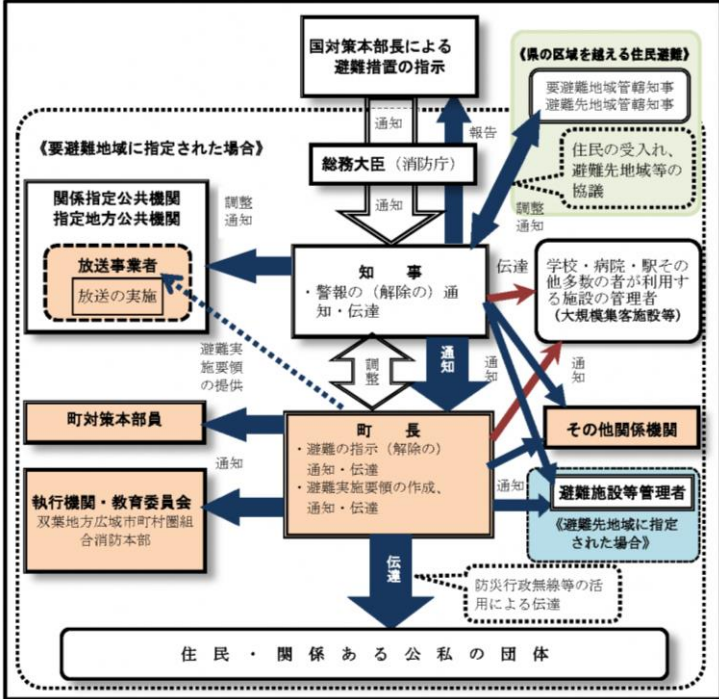
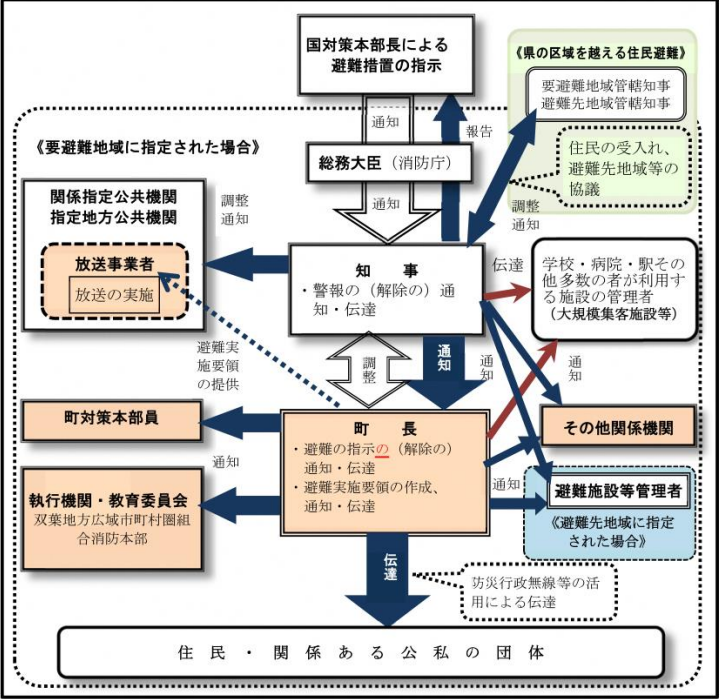
		局	<u>11 家畜等の伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達に関すること</u> <u>12 家畜救護対策に関すること</u> <u>8 農林水産物の被害状況の調査及びその応急対策に関すること</u> <u>9 農地及び農業用施設の被害調査及びその応急復旧に関すること</u> <u>10 林産物、林道等の被害調査及びその応急復旧等に関すること</u> <u>5 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること</u> <u>6 観光客に対する広報等に関すること</u> <u>2 農産物の摂取制限、農耕制限に関すること</u> <u>3 農畜水産物の出荷制限に関すること</u>			務局	<u>3.家畜等の伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達、家畜救護対策に関すること</u> <u>4.農林水産物の被害状況の調査及び応急対策に関すること</u> <u>5.農地及び農業用施設の被害調査及び応急復旧に関すること</u> <u>6.林道等の被害調査及び応急復旧に関すること</u> <u>7.商工業関係の被害調査及び応急復旧に関すること</u> <u>8.被災農林水産業者・商工業者に対する融資・支援に関すること</u> <u>9.農産物の摂取制限、農耕制限に関すること</u> <u>10.農畜水産物の出荷制限に関すること</u> <u>11.本部長の命ずる応急対策に関すること</u>	
		建設班 建設課	<u>1 班内の連絡調整に関すること</u> <u>2 通行不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること</u> <u>3 緊急輸送路の確保に関すること。</u> <u>7 水防に関すること</u> <u>4 公共土木施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。</u> <u>6 河川及び海岸関係の被害調査及びその応急復旧に関すること</u> <u>8 住宅等の被害調査及びその応急修理等に関すること</u> <u>5 下水道の被害調査及び応急復旧に関すること</u> <u>9 避難住民、緊急物資等の運送手段の確保等に関すること</u>			建設部 建設課	<u>1.部内の連絡調整に関すること</u> <u>2.通行不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること</u> <u>3.緊急輸送路の確保に関すること</u> <u>4.公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関すること</u> <u>5.水防に関すること</u> <u>6.住宅等の被害調査に関すること</u> <u>7.住宅の応急修理、応急住宅の確保・提供、その他災害時における住宅対策に係る連絡調整等に関すること</u> <u>8.仮設トイレ、し尿処理等に関すること</u> <u>9.中間貯蔵施設の情報収集及び連絡調整に関すること</u> <u>10.本部長の命ずる応急対策に関すること</u>	

	<u>保健福祉班</u> <u>保健福祉課</u> <u>児童館</u>	<u>1 班内の連絡調整に関すること</u> <u>2 医療・防疫に関すること</u> <u>3 医療の提供、助産及び県が行う医療の提供等の協力に関すること</u> <u>4 医療機関の被害調査及びその応急復旧に関すること</u> <u>5 老人福祉施設及び介護老人保健施設等の被害調査、安否情報の収集及びその応急復旧に関すること</u> <u>6 高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること</u> <u>7 保育園児童の安全確保、安否情報の収集及び支援に関すること</u> <u>8 医療、医療品その他衛生資材の調達及び供給等に関すること</u> <u>9 住民の健康管理に関すること</u> <u>10 食品衛生に関すること</u> <u>11 被災者に対する生活福祉資金の貸付等に関すること</u> <u>12 被災地における感染症の予防に関すること</u> <u>13 ボランティア団体等に関すること</u>		<u>健康福祉部</u> <u>健康福祉課</u>	<u>1. 部内の連絡調整に関すること</u> <u>2. 医療の提供、助産及び県が行う医療の提供等の協力に関すること</u> <u>3. 医療機関の被害調査及び応急復旧に関すること</u> <u>4. 介護及び高齢者の福祉に資する施設の被害調査、安否情報の収集及び応急復旧に関すること</u> <u>5. 高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること</u> <u>6. 医療品その他衛生資材の調達及び供給等に関すること</u> <u>7. 住民の健康管理に関すること</u> <u>8. 食品衛生に関すること</u> <u>9. 感染症の予防に関すること</u> <u>10. 社会福祉協議会との連絡調整に関すること（ボランティアセンターに関することを含む）</u> <u>11. 義援金・見舞金の配分に関すること</u> <u>12. 被災者に対する生活福祉資金の貸付等に関すること</u> <u>13. 安定ヨウ素剤の配布、その他住民の放射線健康管理に関すること</u> <u>14. 本部長の命ずる応急対策に関すること</u>	
				<u>議会事務局</u> <u>議会事務局</u>	<u>1. 議会議員との連絡調整に関すること</u> <u>2. 本部長の命ずる応急対策に関すること（初期は主に総務部の応援）</u>	
	<u>税 務 班</u> <u>税務課</u> <u>出納室</u>	<u>1 班内の連絡調整に関すること</u> <u>2 住民の避難誘導に関すること</u> <u>3 被災者に対する公的徴収金の減免等に関すること</u>		<u>戸 籍 税 務 部</u> <u>戸籍税務課</u> <u>出納室</u>	<u>1. 部内の連絡調整に関すること</u> <u>2. 住民の避難誘導に関すること</u> <u>3. 町民の安否情報（所在確認・避難先名簿管理）に関すること</u>	

	<u>武力攻撃災害時要援護者支援班</u> <u>保健福祉課</u> <u>児童館</u> <u>税務課</u> <u>消防団</u>	<u>1 避難支援プランに関すること</u> <u>2 武力攻撃災害時要援護者に対する情報伝達に関すること</u> <u>3 武力攻撃災害時要援護者の避難支援業務に関すること</u> <u>4 福祉避難所に関すること</u>			<u>4. 遺体の安置・身元確認及び埋火葬に関すること</u> <u>5. 家屋の被害認定調査に関すること</u> <u>6. 被災証明、罹災証明の交付に関すること</u> <u>7. 被災者台帳に関すること</u> <u>8. 公的徴収金の減免等に関すること</u> <u>9. 義援金・見舞金の受付・出納に関すること</u> <u>10. 本部長の命ずる応急対策に関すること</u>	
	<u>教 育 班</u> <u>教育総務課</u> <u>生涯学習課</u> <u>幼稚園</u> <u>図書館</u> <u>歴史民俗資料館</u>	<u>園児・児童・生徒の安全確保、安否情報の収集及び避難支援に関すること</u> <u>1 幼稚園及び学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること</u> <u>2</u> <u>3 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること</u> <u>4 文化財施設の被害調査及び応急復旧に関すること</u>		<u>教 育 総 務 部</u> <u>教育総務課</u> <u>幼稚園</u>	<u>1. 部内の連絡調整に関すること</u> <u>2. 児童生徒の安全確保及び安否確認に関すること</u> <u>3. 公立幼稚園及び公立学校の被害調査及び応急復旧に関すること</u> <u>4. 被災した児童生徒に対する保健管理及び学校給食に関すること</u> <u>5. 被災した児童生徒に対する学用品の支給に関すること</u> <u>6. 義務教育等の確保及び教職員の動員に関すること</u> <u>7. 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること</u> <u>8. 文化財施設及び指定文化財の被害調査及び応急復旧に関すること</u> <u>9. 本部長の命ずる応急対策に関すること</u>	
	<u>避難所運営班</u> <u>(武力攻撃災害時要援護者班)</u> <u>総務課</u> <u>保健福祉課</u> <u>税務課</u> <u>出納室</u>	<u>1 避難所における安否情報の収集等に関すること</u> <u>2 避難所の開設及び運営に関すること</u> <u>3 避難所における武力攻撃災害時要援護者対策（要援護用窓口の設置・福祉避難室の開設等）に関すること</u>				
	<u>消 防 班</u> <u>消防団</u>	<u>1 武力攻撃災害への対処に関すること（救助・救急を含む。）</u> <u>2 住民の避難誘導及び安否情報の収集に関すること</u>		<u>消 防 部</u> <u>消防団</u>	<u>1. 組織内の連絡調整に関すること</u> <u>2. 災害の警戒及び防御に関すること</u> <u>3. 被災者の救助及び行方不明者の捜索に関すること</u>	

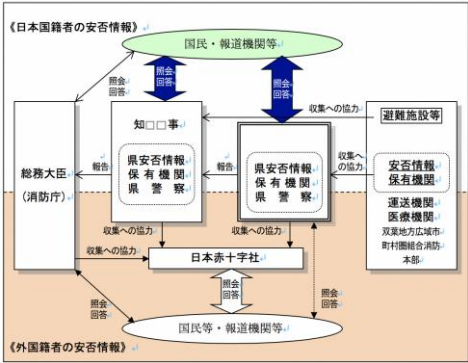
		4. 障害物除去作業、通行規制・災害警備の協力に関すること 5. その他、武力攻撃災害への対処に関すること 6. 本部長の命ずる応急対策に関すること
p. 67	(4) 町対策本部における広報等 イ 住民等への情報伝達については、町防災行政無線及び広報車等の利用、コミュニティ放送局に対する放送協力の依頼、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページのほか様々な広報手段を活用し、迅速に提供できる体制を整備する。	(4) 町対策本部における広報等 イ 住民等への情報伝達については、 <u>防犯・防災総合システムの緊急放送システム、緊急速報メール</u> 、町防災行政無線 ^注 及び広報車等の利用、コミュニティ放送局に対する放送協力の依頼、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページのほか様々な広報手段を活用し、迅速に提供できる体制を整備する。 <u>注）防災行政無線が閉局中の間は、双葉町防犯・防災総合システムにより対応。</u>
p. 69	4 通信の確保 (1) 情報通信手段の確保 町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等の間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	4 通信の確保 (1) 情報通信手段の確保 町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線 ^注 等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線 ^注 等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等の間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。 <u>注）防災行政無線が閉局中の間は、双葉町防犯・防災総合システムにより対応。</u>
	第3章 関係機関相互の連携	
p. 70	1 国対策本部及び県対策本部等との連携	1 国対策本部及び県対策本部等との連携 <u>(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携</u> 町は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。
	第4章 警報及び避難の指示等	
p. 76	第1 警報の伝達等 2 警報の内容の伝達の方法 (1) 警報の内容の伝達については、原則として以下の要領により行う。 <u>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、区長会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</u> ア 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合 <u>原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事</u>	第1 警報の伝達等 2 警報の内容の伝達の方法 (1) 警報の内容は、 <u>緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等</u> を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、 <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u> <u>※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された</u>

p. 77	<u>実等を周知する。</u> <u>イ 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合</u> <u>① 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</u> <u>② 町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。</u> (2) 町長は、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 ア 双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、町長の要請により、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等により警報の内容を伝達するものとする。また、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、区長会や武力攻撃災害時要援護者等に対し、個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配慮する。 イ 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、区長会や<u>武力攻撃災害時要援護者</u>等に対し、個別の伝達を行うなどにより、効率的な警報の内容の伝達を行なう。 ウ 町は、県警察の駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。 (3) 警報の内容の伝達に当たっては、特に、高齢者、障がい者及び外国人等に対する伝達に配慮するものとし、<u>住民課・保健福祉課</u>との連携の上、災害時への対応として作成する避難支援プランを活用することなどにより、<u>武力攻撃災害時要援護者</u>に対し、速やかに正しい情報を伝達し、避難などに備えられるよう体制の整備に努める。	<u>情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u> (2) 町長は、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 ア 双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、町長の要請により、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等により警報の内容を伝達するものとする。また、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、区長会や<u>避難行動要支援者</u>等に対し、個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配慮する。 イ 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、区長会や<u>避難行動要支援者</u>等に対し、個別の伝達を行うなどにより、効率的な警報の内容の伝達を行なう。 ウ 町は、県警察の駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。 (3) 警報の内容の伝達に当たっては、特に、高齢者、障がい者及び外国人等に対する伝達に配慮するものとし、<u>住民生活課・健康福祉課</u>との連携の上、災害時への対応として作成する避難行動要支援者名簿を活用することなどにより、<u>避難行動要支援者</u>に対し、速やかに正しい情報を伝達し、避難などに備えられるよう体制の整備に努める。
-------	--	--

p. 82	図 3-7 町長から住民への避難の指示の（解除の）通知及び伝達 	図 3-7 町長から住民への避難の指示の（解除の）通知及び伝達 
p. 83	第 2 避難住民の誘導等 4 避難実施要領の策定等 (2) 避難実施要領の策定に当たって考慮する事項 カ 武力攻撃災害時要援護者災害時要配慮者の避難方法 ① 災害時安否確認票掲載者及び避難方法の把握 ② 県との福祉避難所等の開設等についての調整等 ③ 町対策本部における武力攻撃災害時要援護者避難支援班等の設置	第 2 避難住民の誘導等 4 避難実施要領の策定等 (2) 避難実施要領の策定に当たって考慮する事項 カ 避難行動要支援者の避難方法 ① 避難行動要支援者名簿掲載者及び避難方法の把握 ② 県との福祉避難所等の開設等についての調整等 ③ 町対策本部における避難支援班等の設置
p. 86	5 避難住民の誘導 (2) 消防機関の活動 ア 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の活動 双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び浪江消防署は、町長から双葉地方広域市町村圏組合の管理者に対し、当該組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示することの求めがあった場合、消火活動、救助・救急活動の状況を勘案しつつ、原則として、当該活動に支障のない範囲内で、町長が定める避難実施要領に基づき、必要な場所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な武力攻	5 避難住民の誘導 (2) 消防機関の活動 ア 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の活動 双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び浪江消防署は、町長から双葉地方広域市町村圏組合の管理者に対し、当該組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示することの求めがあった場合、消火活動、救助・救急活動の状況を勘案しつつ、原則として、当該活動に支障のない範囲内で、町長が定める避難実施要領に基づき、必要な場所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行

	<u>撃災害時要援護者</u>の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効に活用し、避難住民の誘導を行うものとする。 イ 消防団の活動 消防団は、町長の指揮により、双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び浪江消防署と連携しつつ、自主防災組織、区長会等と協力し避難住民の誘導を行うとともに、<u>武力攻撃災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。	<u>動要支援者</u>の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効に活用し、避難住民の誘導を行うものとする。 イ 消防団の活動 消防団は、町長の指揮により、双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び浪江消防署と連携しつつ、自主防災組織、区長会等と協力し避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。								
p. 87	(6) 高齢者等への配慮 ア 町長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の避難を円滑に行うため作成する<u>災害時要援護者避難支援プラン</u>に基づき、武力攻撃災害時要援護者避難支援班を設置し、町社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者福祉事業者、障がい者団体等と協力して、高齢者等への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。	(6) 高齢者等への配慮 ア 町長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の避難を円滑に行うため作成する<u>避難行動要支援者名簿</u>に基づき、避難支援班を設置し、町社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者福祉事業者、障がい者団体等と協力して、高齢者等への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。								
p. 87		<u>(7) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難</u> <u>町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ当該施設などに滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。</u>								
p. 87	(7) 残留者等への対応 (8) 避難所等における安全確保等 (9) 動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 (10) 通行禁止措置の周知 (11) 県に対する要請等 (12) 避難住民の運送の求め等	(8) 残留者等への対応 (9) 避難所等における安全確保等 (10) 動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」<u>及び「人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月環境省自然環境局総務課動物愛護管理室）」</u>を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 (11) 通行禁止措置の周知 (12) 県に対する要請等 (13) 避難住民の運送の求め等								
第5章 救援										
p. 91	1 救援の実施 表3－6 町長が行う救援の実施に関する事務 <table><tr><td>町 長 が 行 う 救援に関する措置 の 内 容</td><td>備 考</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	町 長 が 行 う 救援に関する措置 の 内 容	備 考			1 救援の実施 表3－6 町長が行う救援の実施に関する事務 <table><tr><td>町 長 が 行 う 救援に関する措置 の 内 容</td><td>備 考</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	町 長 が 行 う 救援に関する措置 の 内 容	備 考		
町 長 が 行 う 救援に関する措置 の 内 容	備 考									
町 長 が 行 う 救援に関する措置 の 内 容	備 考									

	<table><tr><td>受入施設の供与</td><td>避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置 （避難所における武力攻撃災害時要援護者班の設置）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>死体の搜索及び処理</td><td>遺体の搜索については、双葉地方広域市町村圏組合消防本部等に協力を求めることができる。</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	受入施設の供与	避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置 （避難所における武力攻撃災害時要援護者班の設置）	（略）		死体の搜索及び処理	遺体の搜索については、双葉地方広域市町村圏組合消防本部等に協力を求めることができる。	（略）		<table><tr><td>受入施設の供与</td><td>避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置 （避難所における避難支援班の設置）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>遺体の搜索及び処理</td><td>遺体の搜索については、双葉地方広域市町村圏組合消防本部等に協力を求めることができる。</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	受入施設の供与	避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置 （避難所における避難支援班の設置）	（略）		遺体の搜索及び処理	遺体の搜索については、双葉地方広域市町村圏組合消防本部等に協力を求めることができる。	（略）	
受入施設の供与	避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置 （避難所における武力攻撃災害時要援護者班の設置）																	
（略）																		
死体の搜索及び処理	遺体の搜索については、双葉地方広域市町村圏組合消防本部等に協力を求めることができる。																	
（略）																		
受入施設の供与	避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置 （避難所における避難支援班の設置）																	
（略）																		
遺体の搜索及び処理	遺体の搜索については、双葉地方広域市町村圏組合消防本部等に協力を求めることができる。																	
（略）																		
p. 93	3 救援の内容 (1) 救援の基準等 ア 町長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」平成 16 年厚生労働省告示第343号。以下、「救援の程度及び方法の基準」という。）及び県計画に基づき救援の措置を行う。 イ 町長は、「救援の程度及び方法の基準」に規定される救援の程度及び方法によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、当該基準第 1 条第 3 項に基づき厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	3 救援の内容 (1) 救援の基準等 ア 町長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」平成 25 年内閣府告示第229号。以下、「救援の程度及び方法の基準」という。）及び県計画に基づき救援の措置を行う。 イ 町長は、「救援の程度及び方法の基準」に規定される救援の程度及び方法によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、当該基準第 1 条第 3 項に基づき内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。																
第 6 章 安否情報の収集・提供																		
p. 94	1 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 イ 安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。	1 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 イ 安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。																
p. 94	2 県に対する報告 町は、県に対し安否情報の報告を行うに当たっては、様式第 3 号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、原則として、電子メールにより送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、電話等により報告を行う。	2 県に対する報告 町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。																
p. 95	3 安否情報の照会に対する回答 (2) 安否情報の回答 ア 町は、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合、次の方法により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるもの	3 安否情報の照会に対する回答 (2) 安否情報の回答 ア 町は、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合、次の方法により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるもの																

	ではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合には、安否情報省令第4条に規定する「安否情報回答書（様式第5号）」により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。 ① 町対策本部等対応窓口への様式第4号による照会 運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>外国人登録証明書</u>、<u>住基カード</u>等により本人確認等を行う。 ② 電話、<u>ファックス</u>、電子メール等による照会 町長が適当と認める方法により本人確認を行う。	ではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合には、安否情報省令第4条に規定する「安否情報回答書（様式第5号）」により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。 ① 町対策本部等対応窓口への様式第4号による照会 運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>マイナンバーカード</u>等により本人確認等を行う。 ② 電話、<u>FAX</u>、電子メール等による照会 町長が適当と認める方法により本人確認を行う。
p. 96	4 日本赤十字社に対する協力等 (1) 日本赤十字社に対する協力 町は、日本赤十字社から要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人（外国籍の者。以下同じ。）に関する安否情報を個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。 (2) 外国人に関する安否情報の提供 町は、外国人に関する安否情報の照会があった場合、当該情報の提供に当たっても、3の(2)及び(4)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。 図3-10 安否情報の収集及び提供のフロー  図削除	4 日本赤十字社に対する協力等 町は、日本赤十字社から要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人に関する安否情報を個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。 当該情報の提供に当たっても、3の(2)及び(4)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。
	第7章 武力攻撃災害への対処	
p. 97	図3-11 武力攻撃災害への対処に関する措置における国、県及び町の対応等	図3-10 武力攻撃災害への対処に関する措置における国、県及び町の対応等
p. 99	(2) 退避の指示に伴う措置等 ア 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者等に対してその内容を連絡する。 また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。	(2) 退避の指示に伴う措置等 ア 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線^注、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者等に対してその内容を連絡する。 また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

		<u>注）防災行政無線が閉局中の間は、双葉町防犯・防災総合システムにより対応。</u>
p. 105	第４ 武力攻撃原子力災害及びNBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処 １ 武力攻撃原子力災害への対処 (3) 武力攻撃に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 ア 町長は、武力攻撃に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は経済産業大臣若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、双葉地方広域市町村圏組合消防本部に連絡する。 イ 町長は、消防機関等からの連絡により、武力攻撃災害に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下同じ。）又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者はその内容を確認するとともに、その旨を経済産業大臣及び知事に通報する。 (4) <u>緊急時モニタリング活動への協力</u> 町は、緊急時環境放射線モニタリング実施要綱に基づき、県が行う緊急時モニタリング活動に対し、要員の派遣等について協力する。	第４ 武力攻撃原子力災害及びNBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処 １ 武力攻撃原子力災害への対処 (3) 武力攻撃に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 ア 町長は、武力攻撃に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は<u>内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）</u>若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、双葉地方広域市町村圏組合消防本部に連絡する。 イ 町長は、消防機関等からの連絡により、武力攻撃災害に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、<u>内閣総理大臣、原子力規制委員会</u>又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者はその内容を確認するとともに、その旨を<u>内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに</u>知事に通報する。 (4) モニタリング<u>の実施</u> <u>町によるモニタリングの実施については、状況に応じ、町地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u>
p. 107		<u>(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施</u> <u>町長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、町地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u>
p. 107	(8) 安定ヨウ素剤の配布 町長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国対策本部長による服用時機の指示に基づき、県その他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。 (9) 職員の安全の確保	(9) 安定ヨウ素剤の配布 町長は、<u>安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、町地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u>
p. 107		<u>(10) 職員の安全の確保</u> <u>(11) 飲食物の摂取制限等</u> <u>町長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、町地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u>
p. 107	２ NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害等への対処 (1) 発生原因が特定できないがNBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われ	２ NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害等への対処 (1) 発生原因が特定できないがNBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われ

	る場合の連絡体制及び初動体制等（配備体制設置前の対処） イ 町は、現地対応機関等から収集した被災情報等について、県（ <u>県民安全領域</u> 及び相双地方振興局）に連絡する。	る場合の連絡体制及び初動体制等（配備体制設置前の対処） イ 町は、現地対応機関等から収集した被災情報等について、県（ <u>危機管理部</u> 及び相双地方振興局）に連絡する。																																								
p. 110	(6) 町長及び双葉地方広域市町村圏組合の管理者の権限 表 3－8 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る知事等の権限等 <table><tr><td></td><td>対 象 物 件 等</td><td>措 置</td><td>措置の実施（権限の行使）に伴う手続</td></tr><tr><td>1 号</td><td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td><td>占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄</td><td rowspan="5">措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（対象物件の占有者、管理者等）に通知する。 1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は<u>死体</u> 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容</td></tr><tr><td>2 号</td><td>生活の用に供する水</td><td>管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止</td></tr><tr><td>3 号</td><td><u>死体</u></td><td>・移動の制限 ・移動の禁止</td></tr><tr><td>4 号</td><td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td><td>・廃棄</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>		対 象 物 件 等	措 置	措置の実施（権限の行使）に伴う手続	1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（対象物件の占有者、管理者等）に通知する。 1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は <u>死体</u> 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容	2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	3 号	<u>死体</u>	・移動の制限 ・移動の禁止	4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	(略)			(6) 町長及び双葉地方広域市町村圏組合の管理者の権限 表 3－8 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る知事等の権限等 <table><tr><td></td><td>対 象 物 件 等</td><td>措 置</td><td>措置の実施（権限の行使）に伴う手続</td></tr><tr><td>1 号</td><td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td><td>占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄</td><td rowspan="5">措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（対象物件の占有者、管理者等）に通知する。 1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は<u>遺体</u> 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容</td></tr><tr><td>2 号</td><td>生活の用に供する水</td><td>管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止</td></tr><tr><td>3 号</td><td><u>遺体</u></td><td>・移動の制限 ・移動の禁止</td></tr><tr><td>4 号</td><td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td><td>・廃棄</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>		対 象 物 件 等	措 置	措置の実施（権限の行使）に伴う手続	1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（対象物件の占有者、管理者等）に通知する。 1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は <u>遺体</u> 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容	2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	3 号	<u>遺体</u>	・移動の制限 ・移動の禁止	4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	(略)		
	対 象 物 件 等	措 置	措置の実施（権限の行使）に伴う手続																																							
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（対象物件の占有者、管理者等）に通知する。 1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は <u>死体</u> 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容																																							
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止																																								
3 号	<u>死体</u>	・移動の制限 ・移動の禁止																																								
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄																																								
(略)																																										
	対 象 物 件 等	措 置	措置の実施（権限の行使）に伴う手続																																							
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（対象物件の占有者、管理者等）に通知する。 1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は <u>遺体</u> 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容																																							
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止																																								
3 号	<u>遺体</u>	・移動の制限 ・移動の禁止																																								
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄																																								
(略)																																										
第 8 章 被災情報の収集及び報告																																										
p. 112	1 町等による被災情報の収集及び報告 (1) 被災情報の収集 ア 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。	1 町等による被災情報の収集及び報告 (1) 被災情報の収集 ア 町は、電話、町防災行政無線 <u>（注）</u> その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。 <u>注） 防災行政無線が閉局中の間は、双葉町防犯・防災総合システムにより対応。</u>																																								
p. 112	(2) 被災情報の報告 ア 双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、収集した被災情報について、町、	(2) 被災情報の報告 ア 双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、収集した被災情報について、町、																																								

	県〔<u>県民安全領域</u>及び相双地方振興局（県民等保護対策本部設置後は、県民等保護対策本部及び県民等保護相双地方対策本部等）をいう。以下この章において同じ。〕及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により３０分以内に被災情報の第一報を報告するものとする。 イ 双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、第一報を町、県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により県〔<u>県民安全領域</u>（県民等保護対策本部）〕が指定する時間に県に対し報告する。 なお、新たに重大な被害が発生した場合など、双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長が必要と判断した場合は、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、町、県及び消防庁に報告するものとする。 ウ 町は、収集した被災情報について、<u>県民安全領域</u>（県民等保護対策本部）からの指示に基づき、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とするが、併せて県相双地方振興局（県民等保護相双地方対策本部等）にも報告する。	県〔<u>危機管理部</u>及び相双地方振興局（県民等保護対策本部設置後は、県民等保護対策本部及び県民等保護相双地方対策本部等）をいう。以下この章において同じ。〕及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により３０分以内に被災情報の第一報を報告するものとする。 イ 双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、第一報を町、県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により県〔<u>危機管理部</u>（県民等保護対策本部）〕が指定する時間に県に対し報告する。 なお、新たに重大な被害が発生した場合など、双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長が必要と判断した場合は、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、町、県及び消防庁に報告するものとする。 ウ 町は、収集した被災情報について、県<u>危機管理部</u>（県民等保護対策本部）からの指示に基づき、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とするが、併せて県相双地方振興局（県民等保護相双地方対策本部等）にも報告する。
	第９章 保健衛生の確保その他の措置	
p. 113	１ 保健衛生の確保 (4) 飲料水衛生確保対策 ウ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は、不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。	１ 保健衛生の確保 (4) 飲料水衛生確保対策 ウ 町は、<u>双葉地方水道企業団と連携して</u>水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は、不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。
p. 114	２ 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ア 町は、町地域防災計画の定めに準じて、「<u>震災廃棄物対策指針</u>」（平成１０年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、災害時における廃棄物処理のため作成する「町災害廃棄物処理計画」に準じて、迅速かつ適正な廃棄物処理体制を確立する。	２ 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ア 町は、町地域防災計画の定めに準じて、「<u>災害廃棄物対策指針（改訂版）</u>」（平成３０年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、災害時における廃棄物処理のため作成する「町災害廃棄物処理計画」に準じて、迅速かつ適正な廃棄物処理体制を確立する。
	第１０章 国民生活の安定に関する措置	
p. 115	３ 生活基盤等の確保 (1) 水の安定的な供給 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である双葉地方水道企業団は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。 (2) 公共的施設の適切な管理 河川管理施設及び道路等の管理者である町は、当該公共的施設を適切に管理する。	３ 生活基盤等の確保 (1) 水の安定的な供給 水道事業者及び工業用水道事業者である双葉地方水道企業団は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。 (2) 公共的施設の適切な管理 河川管理施設及び道路等の管理者は、当該公共的施設を適切に管理する。

	第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理	修正なし
	第 4 編 復 旧 等	修正なし
	第 5 編 緊急処理事態への対処	修正なし

	資 料 編									
p. 131	資料 1 関係機関の連絡先					資料 1 関係機関の連絡先				
	機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	FAX番号	機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	FAX番号
	双葉町役場	住民課	双葉郡双葉町大字 新山字前沖28	0240-33-2111	0240-33-2936	双葉町役場いわき 事務所	住民生活 課	いわき市東田町 2-19-4	0246-84-5206	0246-84-5213
	消防					消防				
	双葉地方広域市町 村圏組合消防本部		双葉郡浪江町大字 幾世橋字大添42	0240-35-2119	0420-35-3520	双葉地方広域市町 村圏組合消防本部		双葉郡檜葉町大字 山田岡字仲丸 1-110	0240-25-8523	0240-25-8524
	浪江消防署		双葉郡浪江町大字 幾世橋字大添45	0420-34-4111	0420-35-3520	浪江消防署		双葉郡浪江町大字 幾世橋字大添45	0240-34-4111	0240-34-4120
	指定行政機関					指定行政機関				
	消防庁	応急対策室	東京都千代田区霞 が関2-1-2	03-5253-7527	03-5253-7537	消防庁	応急対策 室	東京都千代田区霞 が関2-1-2	03-5253-7527	03-5253-7537
	自衛隊					自衛隊				
	陸上自衛隊福島駐 屯地	第44普通科連 隊	福島市荒井字原宿1	024-593-1212	024-593-1212	陸上自衛隊福島駐 屯地	第44普通 科連隊	福島市荒井字原宿1	024-593-1212	

指定公共機関					指定公共機関				
<u>日本郵政公社</u>	総務課	<u>双葉郡双葉町大字</u>	0240-33-2222	0240-33-3373	<u>日本郵便（株）</u>	総務部	<u>南相馬市原町区三</u>	<u>0244-22-3611</u>	<u>0244-23-4943</u>
<u>（双葉郵便局）</u>		<u>新山字下条97-1</u>			<u>（原町郵便局）</u>		<u>島町1-34</u>		
<u>（株）NTT東日</u>	設備部災害対	いわき市平字堂根	0246-24-9991		<u>東日本電信電話</u>	設備部災	いわき市平字堂根	0246-24-9991	
<u>本・福島いわき支</u>	策室	町3-2			<u>（株）（いわき支</u>	害対策室	町3-2		
<u>店</u>					<u>店）</u>				
日本赤十字社福島	事業推進課	福島市永井川字北	024-545-7996	024-545-7923	日本赤十字社 <u>（福</u>	事業推進	福島市永井川字北	024-545-7996	024-545-7923
県支部		原田17			島県支部）	課	原田17		
日本放送協会福島	企画総務室	福島市早稲田1-2	024-526-4333	024-526-4606	日本放送協会 <u>（福</u>	企画総務	福島市早稲田1-2	024-526-4333	024-526-4606
放送局					島放送局）	室			
東日本旅客鉄道		<u>双葉郡双葉町大字</u>	<u>024-522-1233</u>	024-521-1026	東日本旅客鉄道	<u>総務部総</u>	<u>茨城県水戸市三の</u>	<u>029-227-5884</u>	
<u>（株）仙台支社福</u>		<u>長塚字町西39-2</u>	<u>0240-33-2056</u>		<u>（株）（水戸支社）</u>	<u>務課</u>	<u>丸1-4-47</u>		
<u>島支店</u>									
<u>（双葉駅）</u>									

	<u>東京電力（株）</u> 福島第一原子力発 電所	総務グループ	双葉郡大熊町大字 夫沢字北原22	<u>0240-32-0108</u>	0240-32-0206		<u>東京電力ホールデ ィングス（株）</u> 福島第一原子力発 電所	総務グル ープ	双葉郡大熊町大字夫 沢字北原22	<u>0240-30-9301</u>	
	東北電力（株） <u>相双営業所</u>	総務グループ	南相馬市原町区三 島町二丁目41	<u>0244-22-2131</u>			東北電力（株） <u>相双電力センター</u>	総務グル ープ	南相馬市原町区三島 町2-41	<u>0244-22-2159</u>	<u>0244-22-4496</u>
							<u>東日本高速道路 （株）</u> <u>東北支社 いわき 管理 事務所</u>		<u>いわき市好間町北好 間字丸田17-1</u>	<u>0246-36-0123</u>	<u>0246-36-0127</u>
	指定地方公共機関						指定地方公共機関				
							<u>（一社）福島県L P ガス協会</u>	<u>相双支部</u>	<u>南相馬市原町区橋本 1-35原町商工会議所 内</u>	<u>0244-22-1141</u>	<u>0247-24-4182</u>
						<u>福島交通（株）</u>	<u>相馬営業 所</u>	<u>相馬市中村字錦町1-3</u>	<u>0244-36-2171</u>	<u>0244-36-2873</u>	

	<u>新常磐交通（株）</u>		浪江町大字高瀬字	0240-34-6721	
	<u>北営業所</u>		堀内100		
	福島テレビ（株）		福島市御山町2-5	0245-36-8052	0245-36-8090
	（株）福島中央テ レビ		<u>福島市舟場町1-20</u>	<u>024-521-3300</u>	
	（株）福島放送	<u>報道部</u>	郡山市桑野4-3-6	052-951-2525	024-933-1111

<u>新常磐交通（株）</u>	<u>本社</u>	<u>いわき市明治団地4-1</u>	<u>0246-23-1151</u>	
<u>会津乗合自動車</u> <u>（株）</u>	<u>本社</u>	<u>会津若松市白虎町195</u>	<u>0242-22-5560</u>	<u>0242-32-3001</u>
<u>会津鉄道（株）</u>		<u>会津若松市材木町</u> <u>1-3-20</u>	<u>0242-28-5885</u>	<u>0242-26-9730</u>
<u>阿武隈急行（株）</u>		<u>伊達市梁川町五反田</u> <u>100-1</u>	<u>024-577-7132</u>	
<u>野岩鉄道（株）</u>		<u>栃木県日光市藤原</u> <u>326-3</u>	<u>0288-77-3300</u>	<u>0288-76-0819</u>
<u>（公社）福島県トラ ック協会</u>	<u>相双支部</u>	<u>相馬市赤木字松ヶ沢</u> <u>144-7</u>	<u>0244-37-3070</u>	<u>0244-37-3071</u>
福島テレビ（株）	<u>本社</u>	福島市御山町2-5	0245-36-8052	0245-36-8090
（株）福島中央テ レビ	<u>本社</u>	<u>郡山市池ノ台13-23</u>	<u>024-923-3300</u>	<u>024-927-1000</u>
（株）福島放送	<u>本社</u>	郡山市桑野4-3-6	052-951-2525	024-933-1111

	(株) テレビュー 福島		福島市西中央1-1	024-531-5111	024-531-2237		(株) テレビュー 福島	<u>本社</u>	福島市西中央1-1	024-531-5111	024-531-2237
	(株) ラジオ福島		福島市 <u>太田町13-17</u>	024-531-4321	024-535-3331		(株) ラジオ福島	<u>本社</u>	福島市 <u>下荒子8</u>	024-531- <u>4336</u>	024-531-4003
	(株) エフエム福 島		<u>福島市栄町6-6</u>	<u>024-522-9000</u>	<u>024-522-9100</u>		(株) エフエム福 島	<u>本社</u>	<u>郡山市神明町4-4</u>	<u>024-991-9000</u>	<u>024-991-9100</u>
							<u>(一社)福島県医師 会</u>		<u>福島市新町4-22</u>	<u>024-522-5191</u>	<u>024-521-3156</u>
							<u>(公社)福島県歯科 医師会</u>		<u>福島市仲間町6-6</u>	<u>024-523-3266</u>	<u>024-524-1323</u>
							<u>(一社)福島県薬剤 師会</u>		<u>福島市蓬莱町2-2-2</u>	<u>024-549-2198</u>	<u>024-549-2209</u>
							<u>(公社)福島県看護 協会</u>		<u>郡山市本町1-20-24</u>	<u>024-934-0512</u>	<u>024-991-5560</u>
							<u>(公社)福島県診療 放射線技師会</u>		<u>福島市蓬莱町7-13-5</u>	<u>024-529-7238</u>	
その他公共的団体						その他公共的団体					

	双葉地方水道企業 団	総務課	双葉郡楡葉町大字 上小埦字小山6-2	0240-25-5315	0240-25-5385		双葉地方水道企業 団		双葉郡楡葉町大字上 小埦字小山6-2	0240-25-5315	0240-25-5385
	双葉町社会福祉協 議会		双葉郡双葉町大字 長塚字谷沢町35-1	0240-23-0333	0240-23-0356		双葉町社会福祉協 議会		<u>いわき市勿来町酒井 青柳14-5</u>	<u>0246-84-6725</u>	<u>0246-84-6728</u>
							<u>(一社)双葉郡医師 会</u>		<u>双葉郡富岡町中央 1-110</u>	<u>0240-25-8642</u>	<u>0240-22-2118</u>
	<u>ふたば農業協同組 合</u>		双葉郡双葉町大字 長塚字町西1-1	0240-33-2121	0240-33-3098		<u>福島さくら農業協 同組合</u>	<u>ふたば地 区本部</u>	<u>双葉郡富岡町下郡山 字真壁300</u>	<u>0240-22-0330</u>	
	双葉町商工会		双葉郡双葉町大字 長塚字町西39-22	0240-33-2311			双葉町商工会		<u>いわき市泉町黒須野 早稲田92-13</u>	<u>0246-88-9855</u>	<u>0246-88-9856</u>
福島県						福島県					
	<u>福島県災害対策チ ーム防災情報チー ム</u>		福島市杉妻町2-16	024-521-7194 024-521-7195 024-521-7641	024-521-7920 024-521-7921 024-521-7920		<u>福島県</u>	<u>危機管理 課</u>	福島市杉妻町2-16	<u>024-521-8651</u>	<u>024-521-7993</u>
	<u>国民保護法制担当</u>										
	相双地方振興局	<u>県民生活グル ープ</u>	南相馬市原町区錦 町1-30	0244-26-1144	0244-26-1120		相双地方振興局	<u>県民生活 課</u>	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1144	0244-26-1120

指定地方行政機関	相双保健福祉事務 所	地域支援グループ	南相馬市原町区錦 町1-30	0244-26-1325	0244-26-1332	相双保健福祉事務 所	総務企画課	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1326	0244-26-1332
	相双農林事務所 (双葉農業普及 所)	総務グループ	南相馬市原町区錦 町1-30	0244-26-1176	0244-26-1169	相双農林事務所 双葉農業普及所	総務課	南相馬市原町区錦町 1-30 双葉郡富岡町小浜481	0244-26-1176 0240-23-6472	0244-26-1169 0240-22-2560
	相双建設事務所 富岡土木事務所	企画調査グループ 総務グループ	南相馬市原町区錦 町1-30 富岡町小浜553-2	0244-26-1228 0240-22-5121	0244-26-1226 0240-21-0005	相双建設事務所 富岡土木事務所	企画調査課 総務課	南相馬市原町区錦町 1-30 双葉郡富岡町小浜 553-2	0244-26-1228 0240-23-5529	0244-26-1334 0240-25-8275
	原子力センター		双葉郡大熊町大字 下野上字大野199	0240-32-2230	0240-32-3440	福島県環境創造セ ンター 環境放射線セン ター		田村郡三春町深作 10-2 南相馬市原町区萱浜 字巢掛場45-169	0247-61-6111 0244-32-0800	0247-61-6119 0244-32-0809
指定地方行政機関						指定地方行政機関				

	<u>浪江警察署</u>		双葉郡浪江町大字 権現堂字上蔵役目 18-1	0240-34-2141	0240-34-3980		<u>双葉警察署</u>	<u>浪江分庁</u> <u>舎</u>	双葉郡浪江町大字権 現堂字上蔵役目18-1	0240-34-2141	
	<u>東北農政局福島農 政事務所</u>	<u>地域第三課</u>	いわき市平字堂根 町4-11	0246-23-8511	<u>024-533-8293</u>		<u>東北農政局</u>	<u>いわき駐 在所</u>	いわき市平字堂根町 4-11	0246-23-8511	<u>0246-23-8512</u>
	<u>磐城森林管理署</u>	<u>総務課</u>	いわき市四倉町字 東二丁目170-1	0246-66-1234	024-66-1255		<u>関東森林管理局</u>	<u>磐城森林 管理署</u>	いわき市四倉町字東 2-170-1	0246-66-1234	<u>0246-66-1255</u>
	福島地方気象台	技術課 防災業務課	福島市松木町1-9	024-534-2161 024-534-0321	024-534-9049 024-534-0383		福島地方気象台		福島市松木町1-9	024-534-2161 024-534-0321	024-534-9049 024-534-0383
	東北地方整備局 磐城国道事務所 原町維持出張所	管理課	いわき市平字五色 町8-1 南相馬市原町区日 の出町289	0246-23-0964 0244-22-2530	<u>0246-25-3873</u> 0244-24-1640		東北地方整備局 磐城国道事務所 原町維持出張所	管理課	いわき市平字五色町 8-1 南相馬市原町区日 の出町289	0246-23-0964 0244-22-2530	<u>0246-25-3873</u> 0244-24-1640
	第二管区海上保安 本部 福島海上保安部	警備救難課	<u>いわき市小名浜字 辰巳町38</u>	0246-53-7111	0246-53-7113		第二管区海上保安 本部 福島海上保安部	警備救難 課	<u>いわき市小名浜辰巳 町66</u> <u>小名浜港湾合同庁舎</u>	0246-53-7111	0246-53-7113

関係市町村					関係市町村				
いわき市	消防防災課	いわき市平字梅本 21	0246-22-7551	0246-21-7329	いわき市	危機管理 課	いわき市平字梅本21	0246-22-7551	0246-22-1145
広野町	町民課	双葉郡広野町大字 下北迫字苗代替35	0240-27-2115	0240-27-4052	広野町	環境防災 課	双葉郡広野町大字下 北迫字苗代替35	0240-27-2114	0240-27-4167
檜葉町	環境防災課	双葉郡檜葉町大字 北田字鐘突堂5-6	0240-25-2111	0240-25-5564	檜葉町	くらし安 全対策課	双葉郡檜葉町大字北 田字鐘突堂5-6	0240-23-6109	0240-25-1100
富岡町	生活環境課	双葉郡富岡町本岡 字王塚622-1	0240-22-9002	0240-22-6444	富岡町	生活環境 課	双葉郡富岡町本岡字 王塚622-1	0240-22-9004	0240-22-0899
川内村	総務課	双葉郡川内村大字 上川内字早渡11-24	0240-38-2111	0240-38-2116	川内村	住民課	双葉郡川内村大字上 川内字早渡11-24	0240-38-2113	0240-38-2116
大熊町	生活環境課	双葉郡大熊町大字 下野上字大野634	0240-32-2111	0240-32-5764	大熊町	環境対策 課	双葉郡大熊町大字大 川原字南平1717	0240-23-7831	0240-23-7843
浪江町	住民生活課	双葉郡浪江町大字 幾世橋字六反田7-2	0240-34-0229	0240-34-5714	浪江町	総務課	双葉郡浪江町大字幾 世橋字六反田7-2	0240-34-0229	0240-35-5352
葛尾村	住民生活課	双葉郡慈尾村大字 落合字落合16	0240-29-2112	0240-29-2123	葛尾村	住民生活 課	双葉郡慈尾村大字落 合字落合16	0240-29-2112	0240-29-2123

p. 134	資料 2 国民保護措置のための避難施設 <table><tr><th>避難施設名称</th><th>電話番号</th><th>収容可能 人員</th><th>施設概要</th><th>周囲危険 箇所</th></tr><tr><td>マリーンハウスふたば 双葉町大字郡山字北磯坂</td><td>0240-33-3536</td><td>5 8</td><td>構造ＲＣ、冷暖房、和 式トイレ、調理施設、 入浴施設</td><td>海岸</td></tr><tr><td>双葉町図書館 双葉町大字長塚字鬼木</td><td>0240-33-4214</td><td>2 0 0</td><td>構造ＲＣ、冷暖房、和 洋式トイレ、入浴施設</td><td>河川</td></tr><tr><td>ヘルスケアふたば 双葉町大字長塚字谷沢町</td><td>0240-23-0333</td><td>3 8 0</td><td>構造ＲＣ、冷暖房、和 洋式トイレ、入浴施設、 非常用電源</td><td></td></tr></table>	避難施設名称	電話番号	収容可能 人員	施設概要	周囲危険 箇所	マリーンハウスふたば 双葉町大字郡山字北磯坂	0240-33-3536	5 8	構造ＲＣ、冷暖房、和 式トイレ、調理施設、 入浴施設	海岸	双葉町図書館 双葉町大字長塚字鬼木	0240-33-4214	2 0 0	構造ＲＣ、冷暖房、和 洋式トイレ、入浴施設	河川	ヘルスケアふたば 双葉町大字長塚字谷沢町	0240-23-0333	3 8 0	構造ＲＣ、冷暖房、和 洋式トイレ、入浴施設、 非常用電源		資料 2 国民保護措置のための避難施設 <table><tr><th>避難施設名称</th><th>電話番号</th><th>収容可能 人員</th><th>施設概要</th><th>周囲危険 箇所</th><th><u>現 況</u></th></tr><tr><td>マリーンハウス ふたば 双葉町大字郡山字 北磯坂</td><td>0240-33-353 6</td><td>5 8</td><td>構造ＲＣ、冷暖房、和 式トイレ、調理施設、 入浴施設</td><td>海岸</td><td><u>全 壊</u></td></tr><tr><td>双葉町図書館 双葉町大字長塚字 鬼木</td><td>0240-33-421 4</td><td>2 0 0</td><td>構造ＲＣ、冷暖房、和 洋式トイレ、入浴施設</td><td>河川</td><td><u>半 壊</u></td></tr><tr><td>ヘルスケア <u>ふた</u> ば 双葉町大字長塚字 谷沢町</td><td>0240-23-033 3</td><td>3 8 0</td><td>構造ＲＣ、冷暖房、和 洋式トイレ、入浴施設、 非常用電源</td><td></td><td><u>半壊に 至らない</u></td></tr></table> ※ <u>現況の診断結果を踏まえ、今後、町民の帰還時に検討。</u>	避難施設名称	電話番号	収容可能 人員	施設概要	周囲危険 箇所	<u>現 況</u>	マリーンハウス ふたば 双葉町大字郡山字 北磯坂	0240-33-353 6	5 8	構造ＲＣ、冷暖房、和 式トイレ、調理施設、 入浴施設	海岸	<u>全 壊</u>	双葉町図書館 双葉町大字長塚字 鬼木	0240-33-421 4	2 0 0	構造ＲＣ、冷暖房、和 洋式トイレ、入浴施設	河川	<u>半 壊</u>	ヘルスケア <u>ふた</u> ば 双葉町大字長塚字 谷沢町	0240-23-033 3	3 8 0	構造ＲＣ、冷暖房、和 洋式トイレ、入浴施設、 非常用電源		<u>半壊に 至らない</u>
避難施設名称	電話番号	収容可能 人員	施設概要	周囲危険 箇所																																										
マリーンハウスふたば 双葉町大字郡山字北磯坂	0240-33-3536	5 8	構造ＲＣ、冷暖房、和 式トイレ、調理施設、 入浴施設	海岸																																										
双葉町図書館 双葉町大字長塚字鬼木	0240-33-4214	2 0 0	構造ＲＣ、冷暖房、和 洋式トイレ、入浴施設	河川																																										
ヘルスケアふたば 双葉町大字長塚字谷沢町	0240-23-0333	3 8 0	構造ＲＣ、冷暖房、和 洋式トイレ、入浴施設、 非常用電源																																											
避難施設名称	電話番号	収容可能 人員	施設概要	周囲危険 箇所	<u>現 況</u>																																									
マリーンハウス ふたば 双葉町大字郡山字 北磯坂	0240-33-353 6	5 8	構造ＲＣ、冷暖房、和 式トイレ、調理施設、 入浴施設	海岸	<u>全 壊</u>																																									
双葉町図書館 双葉町大字長塚字 鬼木	0240-33-421 4	2 0 0	構造ＲＣ、冷暖房、和 洋式トイレ、入浴施設	河川	<u>半 壊</u>																																									
ヘルスケア <u>ふた</u> ば 双葉町大字長塚字 谷沢町	0240-23-033 3	3 8 0	構造ＲＣ、冷暖房、和 洋式トイレ、入浴施設、 非常用電源		<u>半壊に 至らない</u>																																									
p. 138 ～	資料 3 ～資料 5 における「 <u>日本工業規格</u> 」の記載	<u>日本産業規格</u> に修正																																												